

第2次沖縄市
自殺対策計画
(案)

目次

第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画策定目標	3
5 計画の策定のための取組.....	4
6 SDGs の推進.....	5
第2章 本市における自殺の特徴及び市民の現状.....	6
1 沖縄市の自殺の現状	6
2 全国との比較	11
3 沖縄市における自殺の特徴	12
4 市民の現状（市民アンケート結果より）	15
5 現状の分析・まとめ	17
第3章 施策体系.....	18
1 施策体系	18
第4章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本的な認識	19
3 基本的な方針	20
第5章 基本施策.....	23
基本施策1 地域におけるネットワークの強化.....	24
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成.....	25
基本施策3 市民への啓発と周知.....	28
基本施策4 生きることの促進要因への支援	31
第6章 重点施策.....	32
1 重点施策を定めた要因（本市の現状）について	32
2 重点施策の取組について	33
重点施策1 高齢者の自殺対策の推進	34
重点施策2 生活困窮者の自殺対策の推進	36
重点施策3 働く人の自殺対策の推進	37
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進	38

第7章 数値目標と評価指標.....	39
1 目標設定の考え方.....	39
2 評価指標	41
第8章 計画の推進体制.....	45
1 計画の推進.....	45
2 計画の進行管理	45
第9章 生きる支援関連施策.....	46
生きることの包括的な支援の関連施策一覧	46
資料編 市民アンケートの集計結果.....	63

第 1 章 計画の基本事項

1 計画の趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。

しかしながら我が国の死亡率（10 万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進 7 개국の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積みあがっている状況です。

平成 28 年の自殺対策基本法の一部改正や翌 29 年の自殺総合対策大綱の閣議決定に伴い「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとなりました。

沖縄県においては、平成 24 年に自殺者が 300 人を下回り、その状況を維持していますが、いまだ年間 200 人を超えている非常事態となっております。

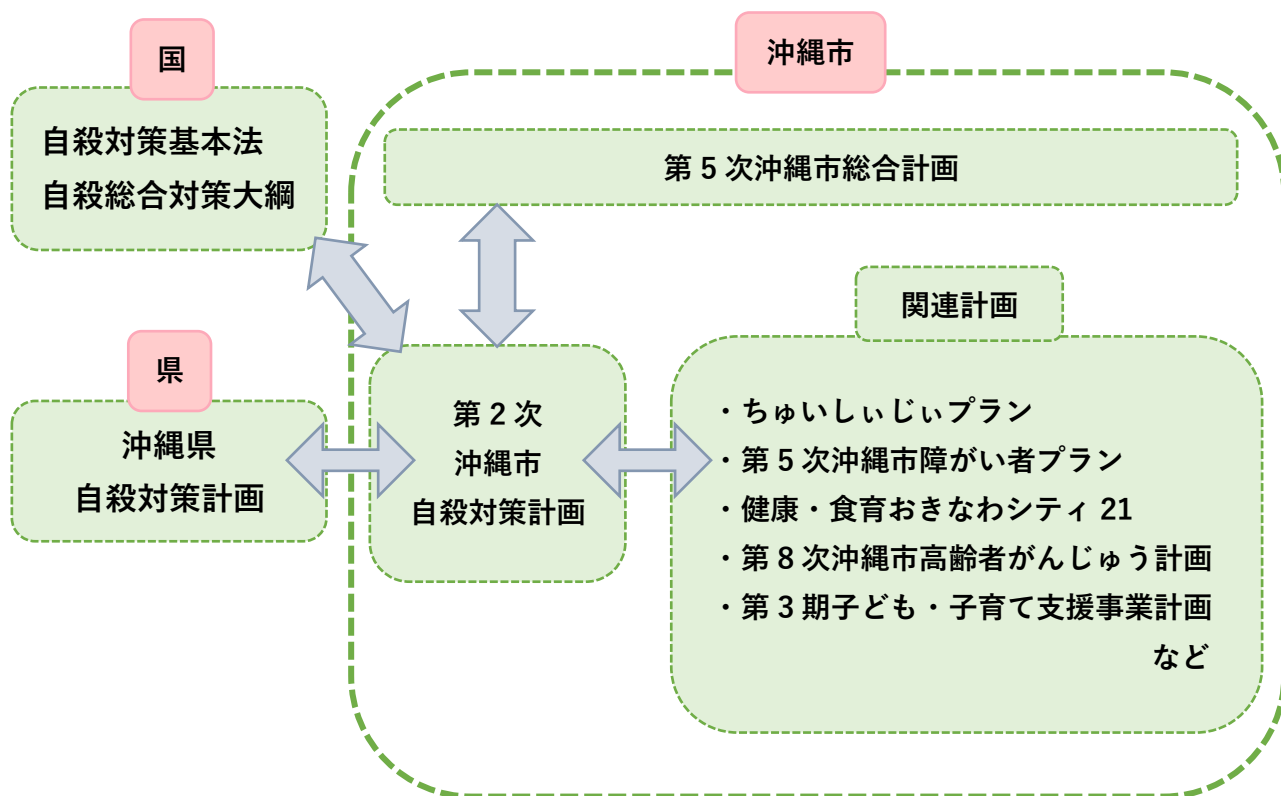
また、令和 4 年（2022 年）10 月の自殺総合対策大綱の改定（第 4 次）では、コロナ禍の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」等の視点が追加されました。

本市では、令和 2 年 3 月に「沖縄市自殺対策計画」を策定し、自殺対策の総合的かつ効果的な推進に取り組んでまいりました。令和 6 年度に当計画の計画期間が終了することから、新たな「自殺総合対策大綱」や地域の実情を踏まえつつ、各分野の関連施策及び関係機関との更なる連携強化を図りながら「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、また第 5 次沖縄市総合計画の都市像 3「ともに生きる心が広がり、いきいきと暮らせるまち」の実現に貢献できるよう、「第 2 次沖縄市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市の状況を勘案して定める自殺対策に関する計画となります。

また、「第5次沖縄市総合計画」やその他関連計画とも整合性を図り、部署横断的な視点から自殺対策を推進することで、総合的かつ効果的な施策展開を目指します。



3 計画期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。なお、本計画は、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合に、必要に応じて見直しを行います。

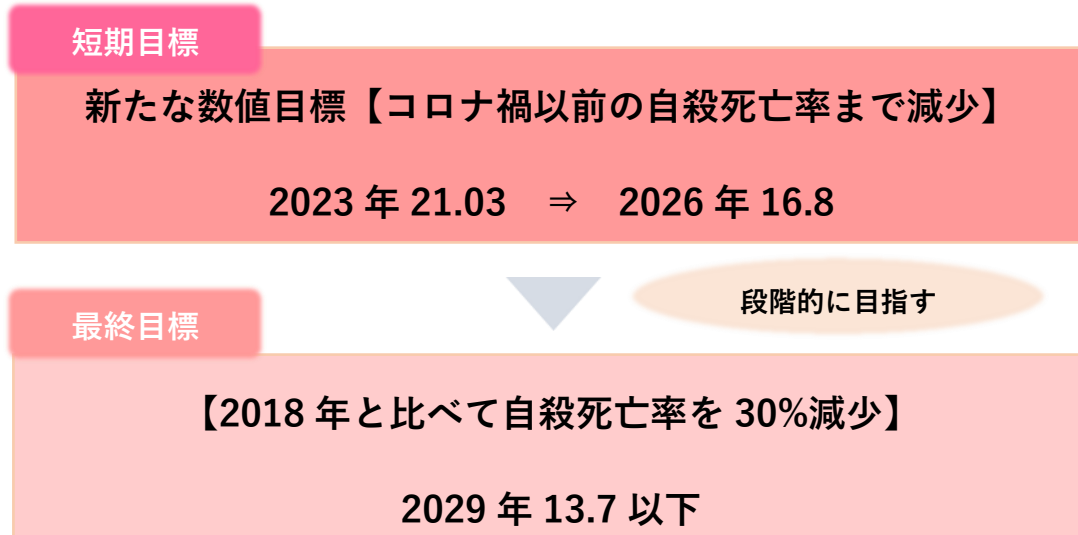
4 計画策定目標

国は、平成 29 年に閣議決定された自殺総合対策大綱において「2026 年までに、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という。）を 2015 年と比べて 30%以上減少させる」としています。沖縄県においても、国と同様に 2026 年の自殺死亡率を 30%以上減少させ、14.5 以下にすることとしています。

本市は、市の自殺者の現状も踏まえ、将来的には自殺者 0 を目指し、前計画では国及び県の数値目標に沿って、2026 年までに 2018 年より 30%減少させる目標を掲げ、誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指し、自殺対策計画の推進に取り組んできました。

しかし、第 1 期計画期間中、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国全体の自殺者数は令和 2 年 7 月以降から増加に転じ、コロナ禍前よりも多い傾向が続き、本市の自殺者数も令和 3 年から増加傾向となり、令和 5 年には自殺死亡率が 21.03 となっております。

以上のことから本計画の達成目標は、上記のような自殺対策に関わる社会情勢の変化を考慮し、短期目標をコロナ禍以前の自殺死亡率 16.8（2019 年の値）に戻すこととし、前計画の目標 13.7 以下を最終目標として引き続き達成を目指すといった、段階的な目標達成を目指します。



また、上記の計画目標を達成するために、今計画では新たにロジックモデルに基づいた数値目標及び評価指標を設定しております（第 7 章）。

5 計画の策定のための取組

本計画の策定にあたり、市民の悩み・ストレスの状況や、自殺対策に関する市や相談機関の取組の周知状況を把握するため、令和6年(2024)11月～12月に『『いきる道をつなぐ』自殺対策アンケート調査』を実施しました。

調査の詳細は下記の通りであり、調査結果は本計画の策定に活用し、本計画各所で掲載しております。

沖縄市「いきる道をつなぐ」自殺対策アンケート

- 調査地域：沖縄市全域
- 調査対象：市内在住の20歳～64歳 2,000名
- 抽出方法：住民基本台帳より無作為（ランダム）抽出
- 調査方法：郵送によるアンケート調査
- 回答方法：電子回答、郵送回答
- 調査期間：令和6年11月20日～12月13日
- 回答状況：郵送回答179件、電子回答158件（合計337件）
- 回収率：16.9%

コラム ～新たな自殺総合対策大綱で「子ども・若者の自殺対策」が追加された背景～

令和4年閣議決定された自殺総合対策大綱において

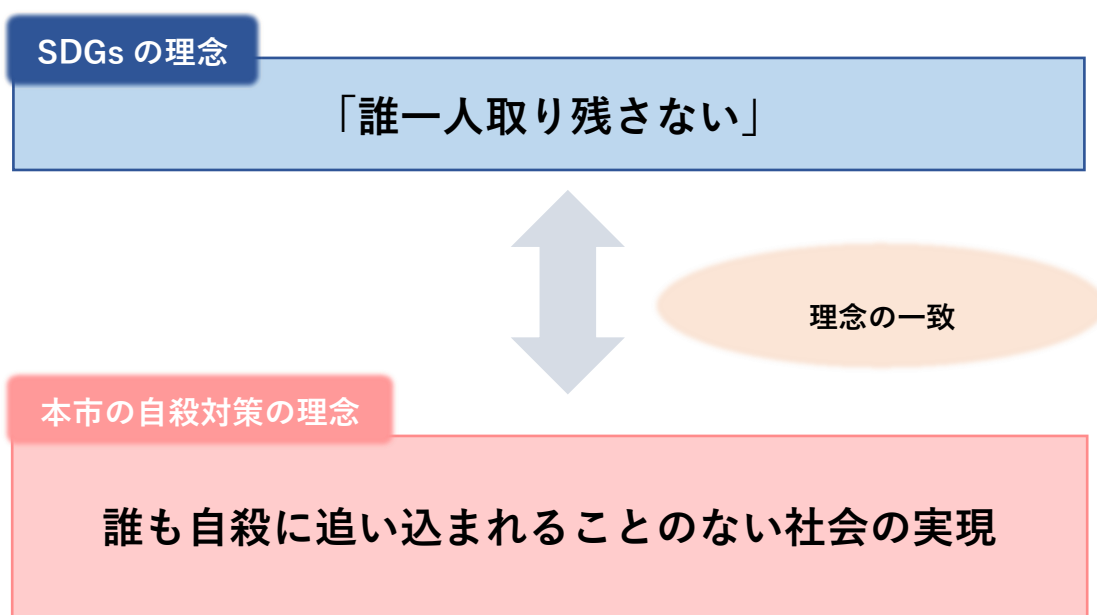
「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」を含めた4つの視点が追加

【背景】

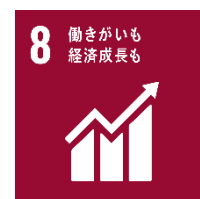
近年、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和4年の全国の小中高生における自殺者は、統計を取り始めた昭和53年以降、最多となる514名となりました。また、令和3年の厚生労働省「人口動態統計」では、10歳～39歳における死因順位の1位が「自殺」であることも明らかになっています。こうした危機的状況を踏まえ、令和4年10月の自殺総合対策大綱の改定（第4次）では、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」が新たな視点の1つとして位置づけられました。

6 SDGs の推進

SDGs は、持続可能な開発（SDGs：Sustainable Development Goals）の頭文字をとったものになります。世界のさまざまな問題を解決するために、世界中の国々が協力して 2030 年までに達成しようと決めた 17 の目標・169 のターゲットになります。



自殺対策は、人それぞれの「生きづらさ」に気づき、支援していくことから始まります。そのため、本計画では SDGs のゴールのうち、以下の目標の達成に貢献できるよう、計画を推進していきます。



第2章 本市における自殺の特徴及び市民の現状

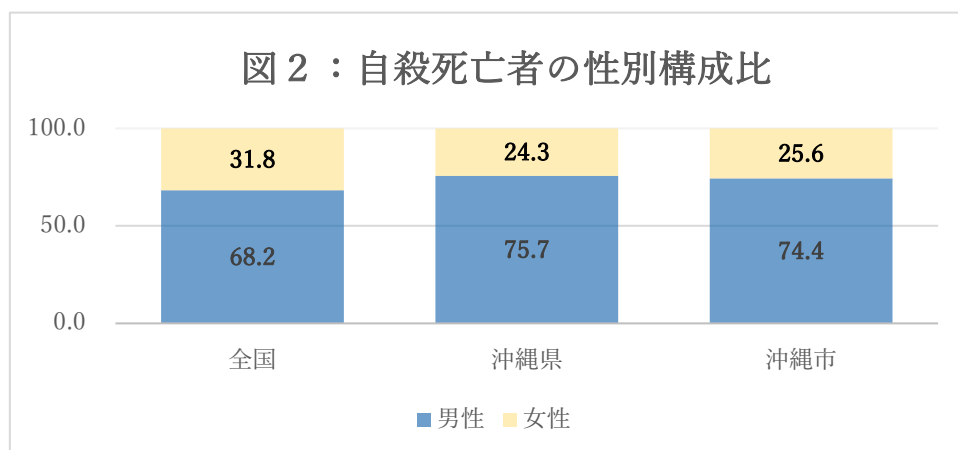
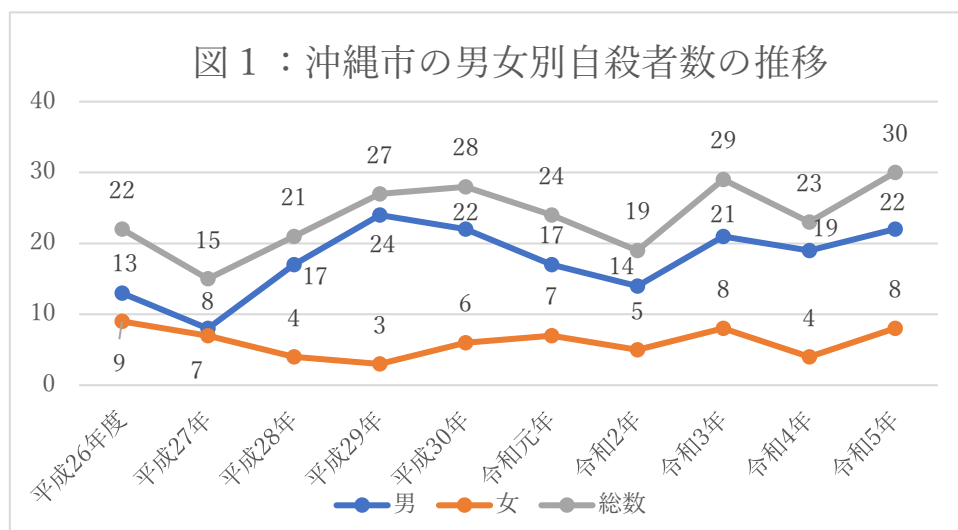
1 沖縄市の自殺の現状

(1) 自殺者数の推移及び構成比（平成26年～令和5年）

本市の自殺者数（図1参照）は、平成27年（2015年）には15人と、過去10年間で最も低い値を示しておりましたが、翌年の平成28年（2016年）から増加に転じ、令和5年（2023年）には30人となっております。

平成26年から令和5年のすべての年において、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っており、過去10年間の総数においても男性177人、女性61人と男性が女性を116人上回っています。

さらに、自殺死亡者の男女割合（図2参照）では、全国と比較して沖縄県・沖縄市は男性が高い現状です。



平成 26 年から令和 5 年における年代別の自殺者数（図 3 参照）をみると、60 代が 53 人と最も多く、次いで 50 代の 50 人、40 代の 34 人となっております。

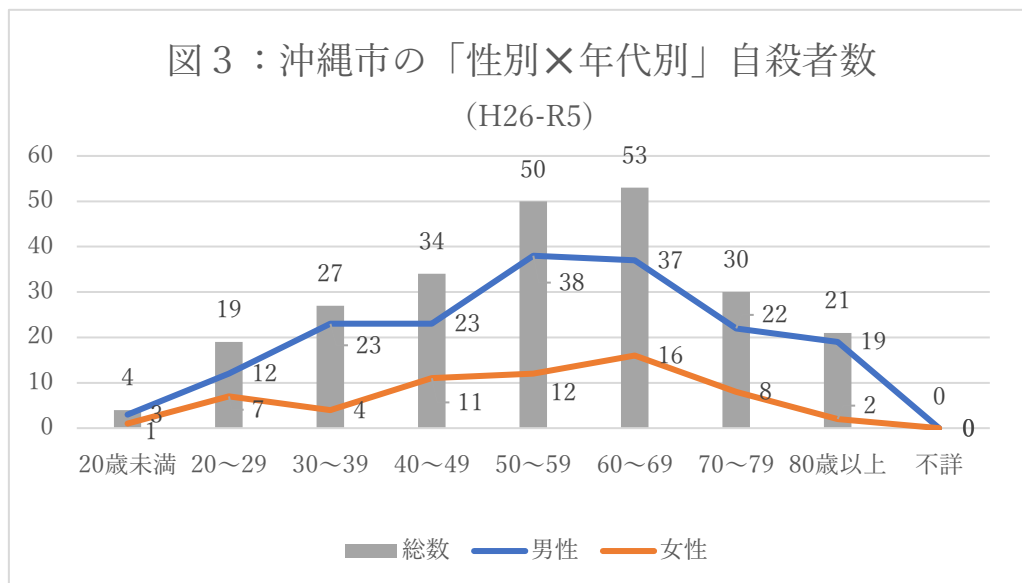


表 1 は、平成 26 年～令和 5 年の自殺者数を、5 年間ごとの値に区分し、直近の自殺者数の伸び率（※）を算出したものになります。20 代未満の自殺者数については、他の年代と比較すると低い値となっておりますが、伸び率でみると増加傾向にあるといえます。また、40 代、50 代の伸び率はマイナスとなっており、減少傾向にあるものの、その他の年代は増加傾向にあり、特に高齢者の自殺者数が顕著に増加していることが分かります。

表 1 ＜過去 10 年間（H26 年～R5 年）の 5 年ごとの自殺者数の推移＞

	20 代 未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳 以上
H26～R5	4	19	27	34	50	53	30	21
H26～H30	1	8	13	22	33	17	9	10
R1～R5	3	11	14	12	17	36	21	11
伸び率	200%	38%	8%	－46%	－48%	112%	133%	10%

伸び率＝ある値を期間ごとに比較し、どの程度増加したか

(R1-R5 の合計値－H26-H30 の合計値/H26-H30 の合計値×100)

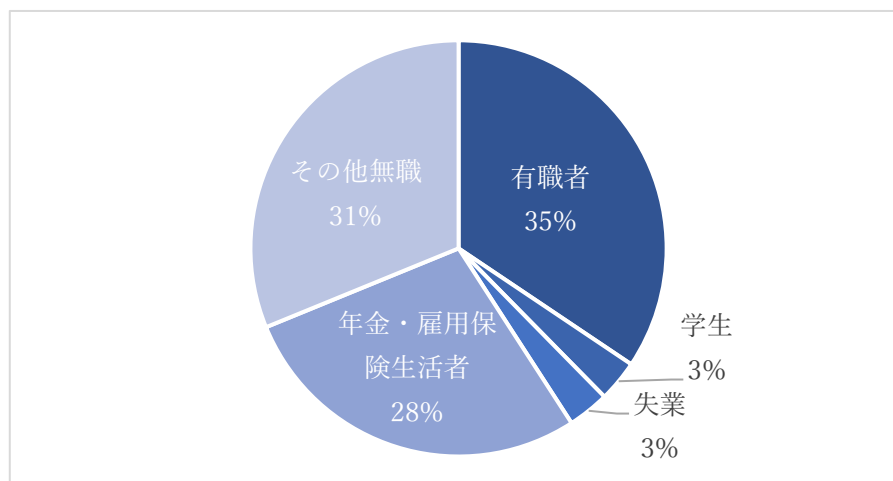
（２）職業別の内訳（令和元年～令和５年）

本市における職業別自殺者数について、令和元年～令和５年（2019年～2023年）の５年間の累計をみると、男女ともに無職の割合が高く、男性 65%、女性 66%となっています。

有職者の割合は、男女ともに３割程度となっています。無職者の内訳では、男女ともに「年金・雇用保険生活者」の割合が高く、次いで「その他無職」が高い割合です。

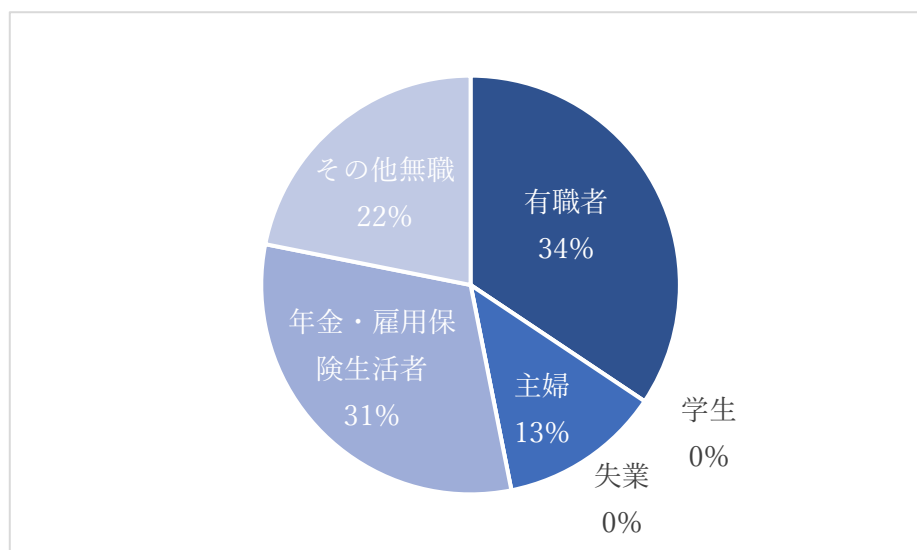
＜男性 115 名の内訳＞ （図 4）

有職者 35% 無職者 65%（学生、失業、年金・雇用保険生活者、その他無職）



＜女性 38 名の内訳＞ （図 5）

有職者 34% 無職者 66%（主婦、年金・雇用保険生活者、その他無職）



(3)「原因・動機」について

本市における原因・動機別について（図6）、平成26年から令和5年の10年間の累計をみると、健康問題(192人)、経済・生活問題（53人）、家庭問題（39人）の順に多くなっております。男女の内訳は図7の通りとなっております。

図6：原因動機別自殺者数

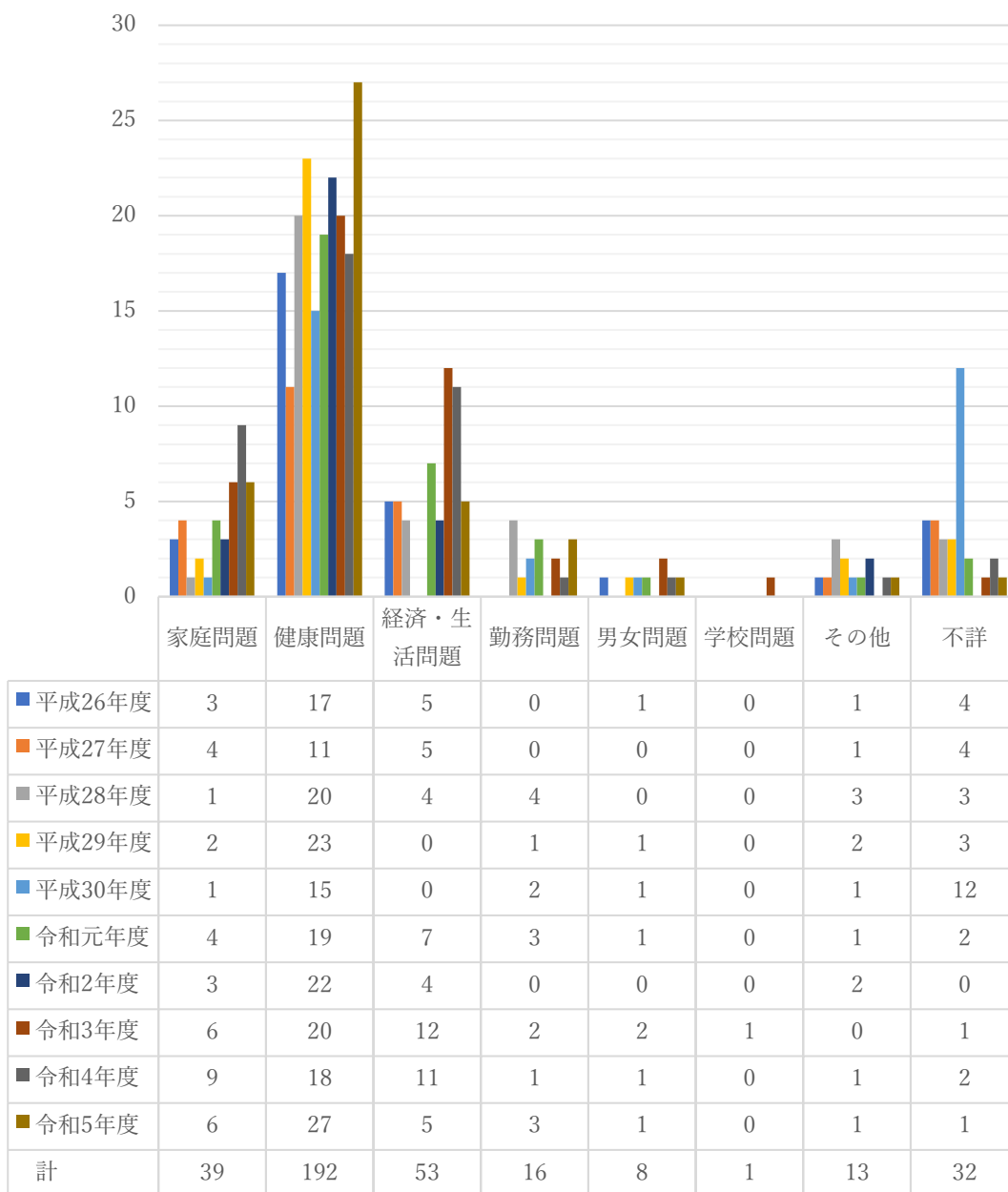
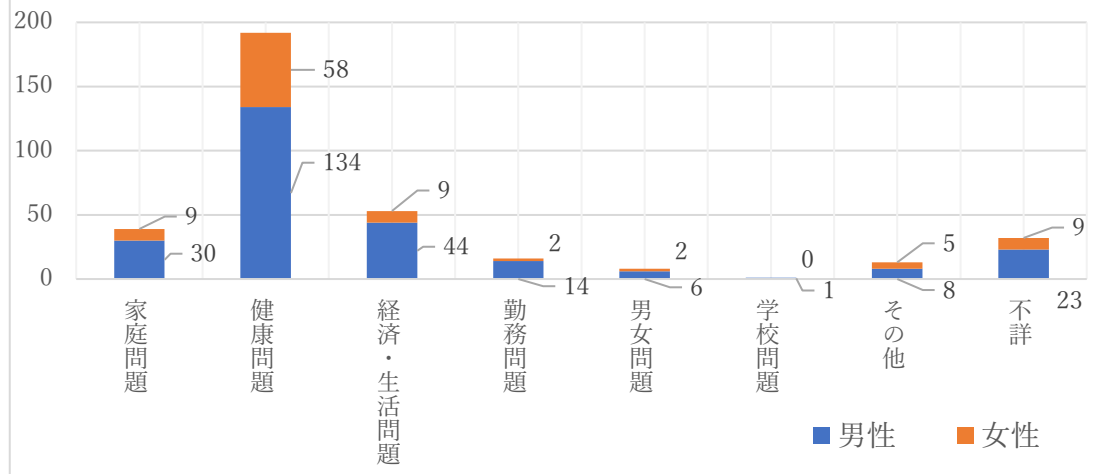


図7：男女別原因動機別自殺者数

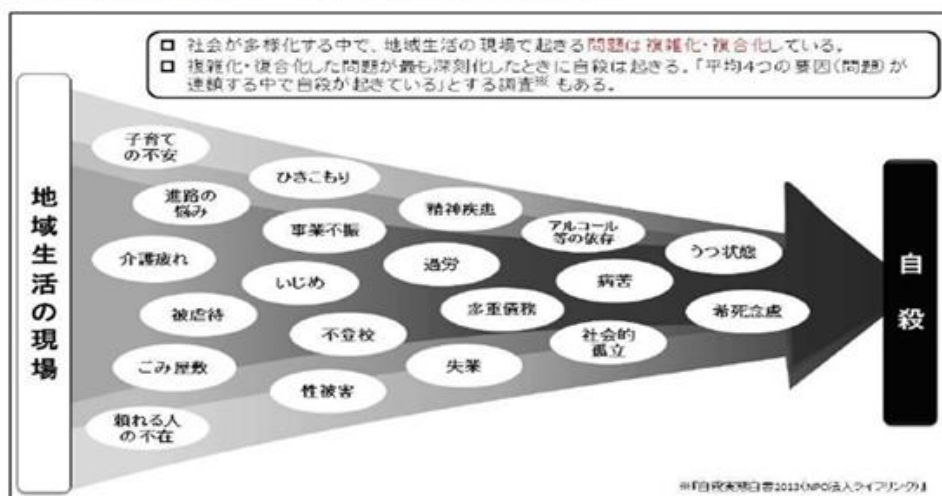


コラム ～自殺の要因について～

自殺に至る原因・動機はさまざまであり、単独の原因ではなく複数の原因によることも多いため、一律の原因・動機の特定することは困難ですが、国においては、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について全国集計を行っています。その集計を行ったものが図6になります。

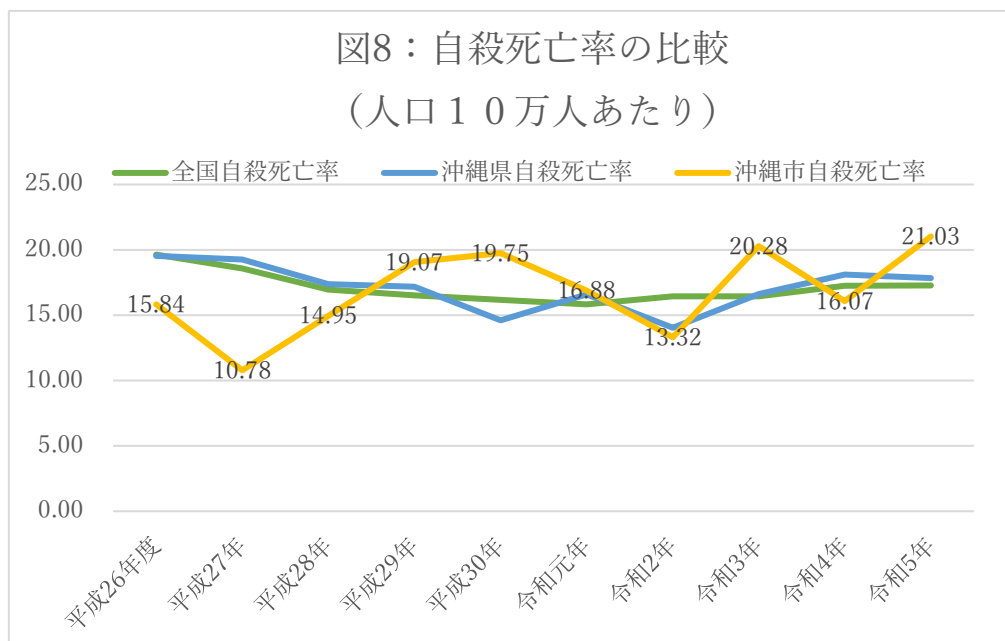
下記の図は、自殺の危機要因を図式化したものであり、「ひきこもり」や「精神疾患」「うつ状態」など、**平均4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている**とする調査もあります。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 全国との比較

沖縄市における自殺死亡率について、平成 26 年から平成 28 年までは全国及び県の値を下回っていましたが、平成 29 年以降は全国及び県の値を上回る傾向がみられ、令和 5 年度は 21.03 と顕著な増加が認められます。



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国自殺死亡率	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.83	16.44	16.44	17.25	17.27
沖縄県自殺死亡率	19.54	19.26	17.38	17.18	14.61	16.6	14.04	16.63	18.11	17.84
沖縄市自殺死亡率	15.84	10.78	14.95	19.07	19.75	16.88	13.32	20.28	16.07	21.03

(表 2) 【(出典) 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料 (内閣府および厚生労働省)】

3 沖縄市における自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センターでは、地方自治体が、自殺に関する地域の分析及び地域特性（地域の課題）を把握するため、「地域自殺実態プロファイル」を提供しています。沖縄市では、このプロファイルを活用し、平成30年から令和4年の「地域の自殺の特徴」としました。

(1) 地域の自殺の概要

図9の値から、全国の自殺死亡率と比較して高い分類は以下の通りとなっております。

全国死亡率と比較して沖縄市が高い分類	
男性	女性
20～39 歳有職同居	20～39 歳無職独居
20～39 歳無職同居・独居	40～59 歳無職独居
60 歳以上有職同居	60 歳以上有職同居・独居
60 歳以上無職同居・独居	

(表3)

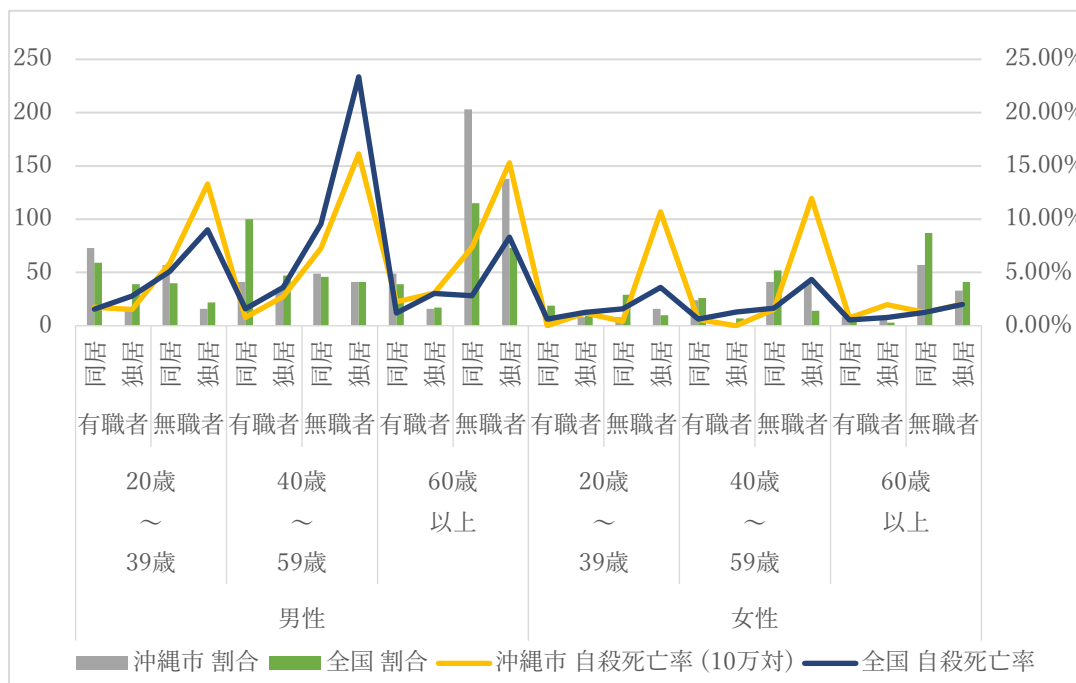


図9「性別×年代×仕事の有無×同居の有無」の概要（H30～R4 合計）

【(出典) 地域自殺実態プロファイル (2023) (沖縄県沖縄市)】

割合：全体の自殺者数に対する割合 自殺死亡率：自殺者÷人口×100,000人

(2) 地域の自殺の特徴と危機経路事例

本市において、平成 30 年～令和 4 年の 5 年間の自殺者の合計は、123 人（男性 93 人、女性 30 人）であり、いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」では、表 4 のように沖縄市の特徴が示されています。また、表 5 は、前計画に掲載した平成 26 年～平成 30 年の自殺の特徴となります。

<平成 30 年～令和 4 年（5 年間）の自殺の特徴>

上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺 死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位: 男性 60 歳以上 無職同居	25	20.3%	73.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2 位: 男性 60 歳以上 無職独居	17	13.8%	153.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状 態→将来生活への悲観→自殺
3 位: 男性 20～39 歳 有職同居	9	7.3%	17.3	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラ ック企業)→パワハラ+過労→ うつ状態→自殺
4 位: 男性 20～39 歳 無職同居	7	5.7%	58.9	①【30 代その他無職】ひきこもり +家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲 観→うつ状態→自殺
5 位: 女性 60 歳以上 無職同居	7	5.7%	12.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

(表 4) 【(出典) 地域自殺実態プロファイル (2023) (沖縄県沖縄市)】

順位は自殺者の多さに基づき、上位 5 区分まで掲載しています。自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に推計しています。

「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしています。

<平成 26 年～平成 30 年（5 年間）の自殺の特徴>

上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺 死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位：男性 40-59 歳 無職同居	19	16.8%	195.5	失業→生活苦+借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
2 位：男性 60 歳以上 無職同居	15	13.3%	39.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3 位：男性 40-59 歳 有職同居	11	9.7%	16.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4 位：男性 20～39 歳 有職同居	9	8.0%	15.9	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5 位：男性 60 歳以上 無職独居	8	7.1%	80.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

(表 5) 【(出典) 地域自殺実態プロフィール (2019) (沖縄県沖縄市)】

(1) (2) のまとめ

男性では 20～39 歳、60 歳以上の自殺死亡率が増加しております。平成 26 年から平成 30 年のデータでは、《男性 20～39 歳有職同居》の自殺死亡率は上位区分の 4 位であったものの、自殺死亡率は全国と比較して高い値ではありませんでした。しかし、平成 30 年～令和 4 年のデータでは、《男性 20～39 歳有職同居》は上位区分 3 位に上がっており、また《男性 20～39 歳無職同居》が上位区分の 4 位となっております。以上のことから、働き盛り世代と高齢世代への自殺対策強化が喫緊の課題であるといえます。

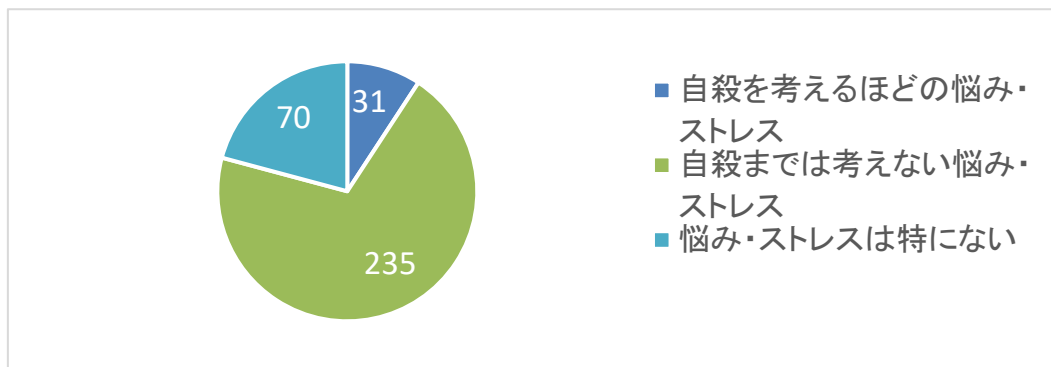
コラム ～いのち支える自殺対策推進センター (JSCP) とは?～

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すため、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進し、「地域連携・地域支援の強化」「政策形成への貢献」「支援技術やツールの開発と改善」「国際連携の推進」「管理機能の強化」の 5 つの役割を担う厚生労働大臣が指定する法人になります。本計画においても、JSCP の自殺対策に関わる資料を参考に、計画策定しております。

4 市民の現状（市民アンケート結果より）

（１）この１年以内で感じた悩み・ストレスの程度

<問５ この１年以内で感じた悩み・ストレスの程度> n＝336（無回答１名除く）

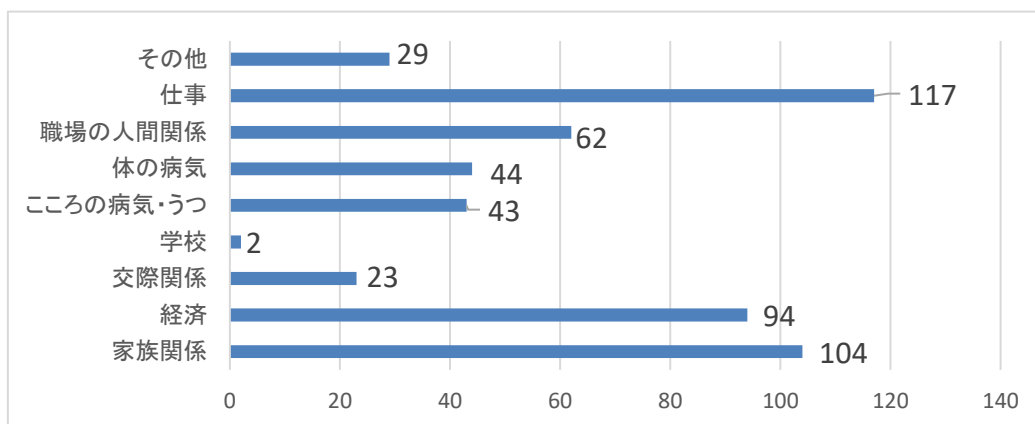


（図 10）

沖縄市「いきる道をつなぐ」自殺対策アンケートにおいて、この１年以内で感じた悩み・ストレスの程度について聞いたところ、「自殺を考えるほどの悩み・ストレス」と回答した方は 31 人と全体の約 9%であり、「自殺までは考えない悩み・ストレス」と回答した方は 235 人と全体の約 70%でした。以上のことから、回答いただいた方々の約 8 割が悩み・ストレスを抱えていることが分かります。

（２）この１年以内で感じた悩み・ストレスの原因

<問６ 問５で感じた悩み・ストレスの原因> （複数回答可）



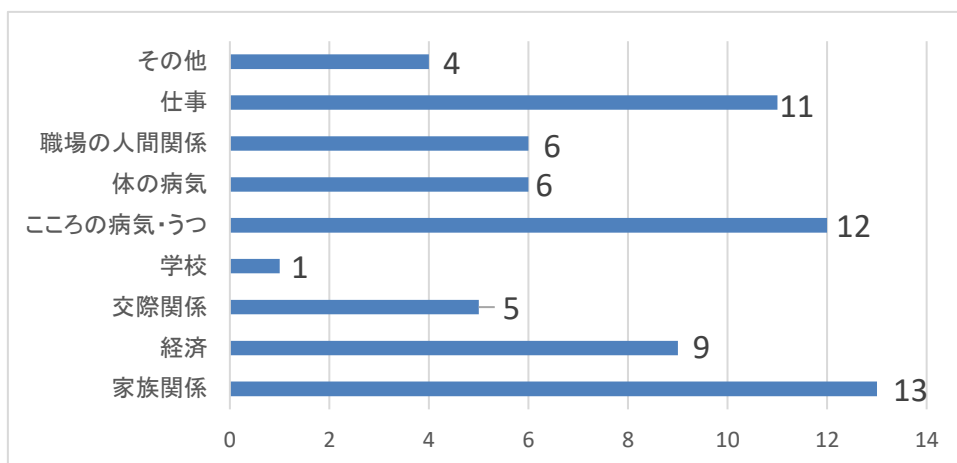
（図 11）

悩み・ストレスの原因について聞いたところ、「仕事」117 人が最も多く、次いで

「家族関係」104人、「経済」94人の順でした。

(3) 「自殺を考えるほどの悩み・ストレス」と回答した方の原因について

<「自殺を考えるほどの悩み・ストレス」と回答した方の原因> (複数回答可)



(図 12)

「自殺を考えるほどの悩み・ストレス」と回答した方の原因は、「家族関係」13人、「こころの病気・うつ」12人、「仕事」11人となっております。図 11 の全体の順位と比較すると、こちらでは「こころの病気・うつ」の順位が高くなっていることが分かります。

<アンケート結果とページ 9 図 6 の「原因動機別自殺者数」との比較>

	平成 26 年～令和 5 年における自殺原因の累計	アンケート結果
1 位	健康問題 (192 人)	家族関係 (13 人)
2 位	経済・生活問題 (53 人)	こころの病気・うつ (12 人)
3 位	家庭問題 (39 人)	仕事 (11 人)

(表 6)

「健康問題」には、「こころの病気・うつ」も含まれていることから、両方の結果をみても、自殺対策では、「こころの病気・うつ」へのアプローチが重要だといえます。

5 現状の分析・まとめ

【若年層及び高齢者】

20歳未満の自殺者数は、平成26年～平成30年と比較して、令和元年以降は増加傾向にあります。また、全国の自殺死亡率と比較すると、本市は、男性では《20～39歳有職同居》、《男性20～39歳無職同居・独居》、女性では《20～39歳無職独居》の方の自殺死亡率が高いことから、若年層への自殺対策強化が喫緊の課題といえます。

一方、高齢世代においては、令和元年～令和5年（5年間）における自殺者数は、60代で36人、70代で21人となっております。これらは、平成26年～平成30年（5年間）における各年代の自殺者数の2倍以上であることから（7ページ表1）、高齢者の自殺者数が顕著に増加しており、高齢者に対する自殺対策にも力を入れる必要があります。

【働き盛り世代】

本市では、男性20～39歳有職同居の自殺死亡率が高くなっており、前計画策定時（平成30年まで）には全国と比較して高い値ではなかったことから、働き盛り世代の自殺者数は増加しているといえます。また、「沖縄市『いきる道をつなぐ』自殺対策アンケート」の結果によると、この1年間で感じた悩み・ストレスの原因について「仕事」と回答した方が最も多かったことから、今後、働き盛り世代への自殺対策の推進は重要な視点であるといえます。

【生きづらさを感じる方々】

「沖縄市『いきる道をつなぐ』自殺対策アンケート」の結果によると、自殺を考えるほどの悩み・ストレスを感じている方の原因は、「家族関係」「こころの病気・うつ」「仕事」の順に高くなっておりました。さらに、本市の自殺原因の累計では「経済・生活問題」も上位に挙げられています。また、令和元年～令和5年の職業別自殺者数では、無職者が男性・女性でどちらも6割以上を占めております。以上のことから、家庭問題、経済・生活問題、健康問題など様々な生きづらさを感じている方々に対する自殺対策を推進する視点が必要です。

第3章 施策体系

1 施策体系

本市の自殺対策は、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が作成した「地域自殺対策政策パッケージ」に基づき、自殺対策の基盤となる取組の「基本施策」と、本市の自殺の現状を踏まえた取組である「重点施策」で構成しています。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

基本認識

1. 自殺は誰にでも起こり得る問題である
2. 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
3. 自殺は社会的な問題であり、関係機関の連携のもと、市全体で対策を推進する

基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との有機的な連携の強化
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の推進
4. 実践と啓発を両輪とする推進
5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援

重点施策

1. 高齢者の自殺対策の推進
2. 生活困窮者の自殺対策の推進
3. 働く人の自殺対策の推進
4. こども・若者の自殺対策の推進

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会要因がある事が知られています。このため、自殺対策は、社会における「いきることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、対人支援、地域連携、社会制度において総合的に推進するものとします。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

2 基本的な認識

1. 自殺は誰にでも起こり得る問題である
2. 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
3. 自殺は社会的な問題であり、関係機関の連携のもと、市全体で対策を推進する

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、本市における自殺対策については、上記の基本認識に基づいて取り組みます。3つの基本認識が庁内各課、関係機関、市民など地域全体へと広がっていくよう、自殺対策計画を推進します。

3 基本的な方針

本市では、令和4年10月閣議決定された大綱を踏まえ、以下の5つの基本方針に基づき、自殺対策を推進します。

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との有機的な連携の強化
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の推進
4. 実践と啓発を両輪とする推進
5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で包括的な支援として推進する必要があります。

自殺のリスクが高まるとき

生きることの促進要因

- 家族や友人との信頼関係
 - やりがいのある仕事や趣味
 - 経済的な安定
 - 問題対処能力
 - 自己肯定感
- など



生きることの阻害要因

- 失業や不安定雇用
 - 過重労働
 - 借金や貧困
 - 病気や介護疲れ
 - 孤独
- など

(JSCP ホームページ「自殺対策概要」より一部抜粋)

（２）関係施策との有機的な連携の強化

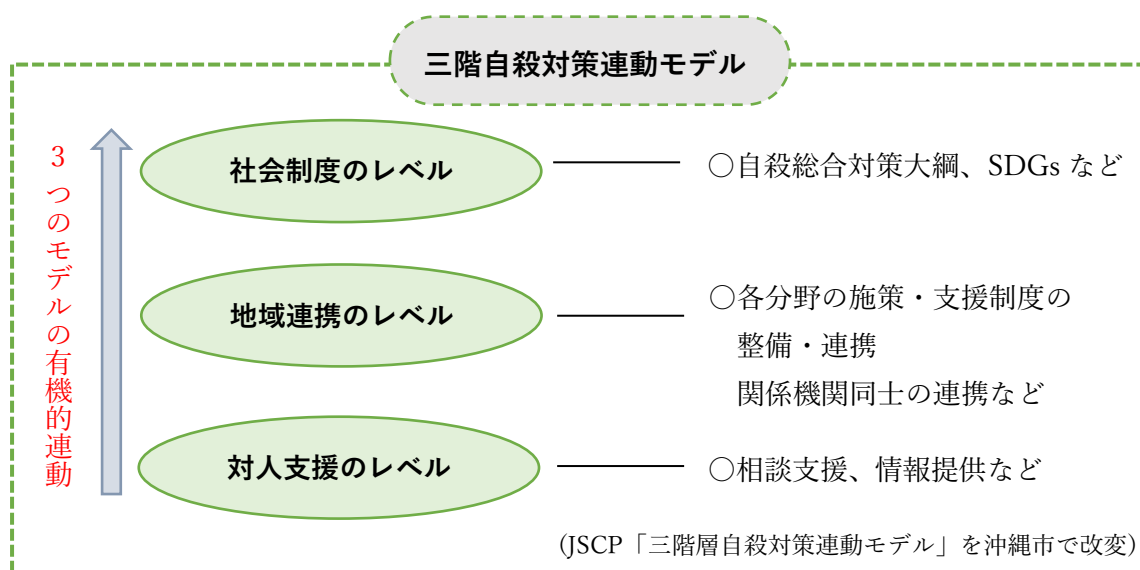
自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開していきます。連携の効果を高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、「重層的支援体制整備事業」などの地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の推進

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて、様々な関係者の協力を得ながら総合的に推進していくことが重要です。



(図 13)

時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。さらに「自殺の事前対応のさらに前段階の取組」として、学校では、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

（４）実践と啓発を両輪とする推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、その心情や背景が理解されにくい現実があります。市民が、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺を考えている人を地域で見守ることができる社会を築くために、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家・関係機関につなぐとともに、そうした専門家・関係機関と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

（５）関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、総合的に自殺対策を推進していく必要があります。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、地域で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

第5章 基本施策

本市では、第1期計画において、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」と、以下の4つの基本施策を基盤として自殺対策に取り組んできました。本計画では、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」については、今計画から新たに追加した重点施策4「こども・若者の自殺対策の推進」として実施し、その他の施策については引き続き連動させながら総合的に推進することで、本市の自殺対策の基盤を強化していきます。

地域における ネットワークの強化

- ・自殺防止連絡会議の開催
- ・関係機関とのネットワーク強化

自殺対策を支える 人材の育成

- ・市民、市職員、専門職を対象としたゲートキーパー養成研修の開催
- ・「ゲートキーパー」に関する周知啓発
- ・自殺対策に関する事例検討会の開催

市民への 啓発と周知

- ・相談先情報を掲載したパンフレット配布及び相談機関の周知
- ・自殺対策強化期間でのキャンペーン実施
- ・地域のネットワーク会議を活用した情報提供
- ・障がい者向け啓発資料への情報掲載
- ・広報誌の活用

生きることの 促進要因への支援

- ・相談体制の充実と相談窓口情報の発信
- ・居場所づくりの推進

基本施策１ 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、「子ども・若者」、「高齢者」、「女性」、「生活困窮」、「仕事」等の多分野の課題に対するネットワークと自殺対策との連携強化にも取り組んでいきます。

（１）自殺防止連絡会議の開催

自殺対策に関する各施策を関係部署の緊密な連携のもと、総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策関連部署を中心に構成する庁内連絡会議を定期的に開催します。（障がい福祉課）

（２）関係機関とのネットワーク強化

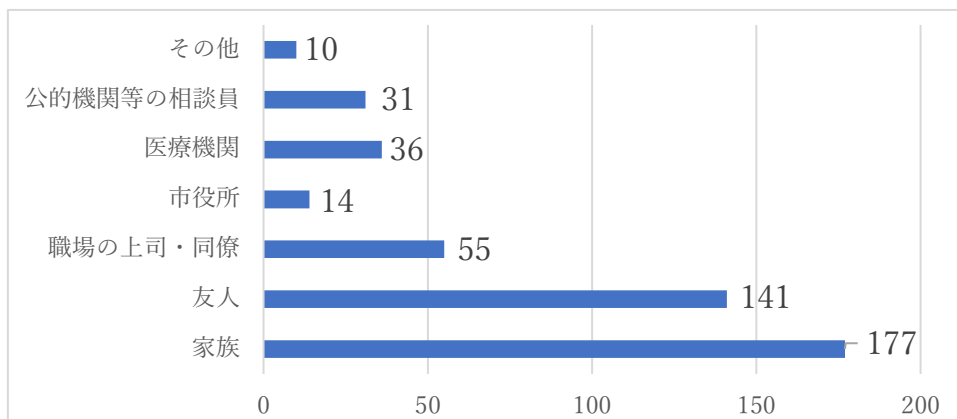
高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、生活困窮、ひきこもり、産後うつなど特定の問題に対しては、それぞれの担当部署が相談支援を行っており、その対応を行っている庁内各課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、その他支援機関など、地域の関係機関や関係者がケース検討会などを通して、相互の理解を含め連携して支援を行っています。

引き続き、ケース検討会等を通じて、支援を必要としている人を早期に発見し、適切な支援へとつなげ、自殺リスクが高まる前に多機関が協働して問題解決を図れる体制の強化に、取り組みます。また、沖縄市障がい者自立支援協議会など地域のキーパーソンとなる人材が参加する会議でも自殺対策に関する情報交換や普及啓発を行うことで、地域全体で自殺対策を推進する体制を整備していきます。

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

地域における自殺対策のネットワークを強化するためには、それを支える人材が必要です。自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）を養成し、市民一人一人が支え合える地域となるよう、幅広い分野での自殺対策教育や研修等を実施します。また、自殺を考えている人を支援する関係機関が支援に悩み、ひとりで抱え込まないように自殺対策に関する研修等の周知や、定期的な事例検討を行い、関係機関全体での支援技術向上を図ります。

<市民アンケート問８ 相談したい相手>（複数回答可）



(図 14)

「辛い悩みやストレスを感じた際に相談したい相手」について聞いたところ、「家族」177名、「友人」141名、「職場の上司・同僚」55名の順に多く、市民の多くが身近な方々に相談をしたいと考えていることが分かります。このアンケート結果からみても、ゲートキーパーの養成は最も重要な自殺対策の一つであるといえます。

(1) 市民・市職員・専門職を対象としたゲートキーパー養成研修の開催

<市民向け>

身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

<市職員向け>

窓口における各種相談対応や、税金・保険料等の徴収業務の機会などを利用することで、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために、職員研修における自殺対策に関する説明を行うとともに、ゲートキーパー研修受講の呼びかけを行います

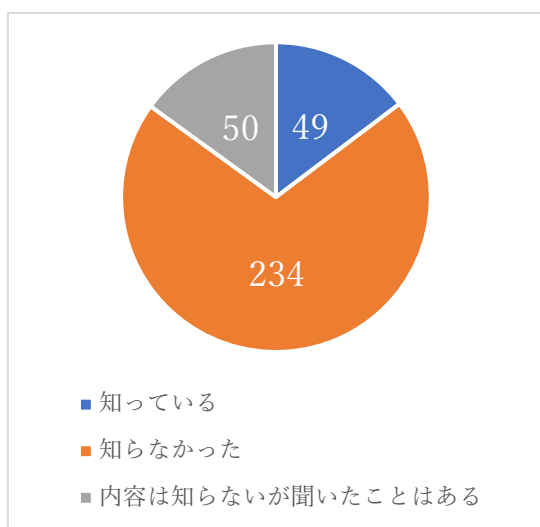
<専門職向け>

保健・医療・福祉・労働など、様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体や専門職従事者に対し、ゲートキーパー研修の開催を推奨するとともに、市で実施するゲートキーパー研修への受講を呼びかけます。

(2) 「ゲートキーパー」に関する周知啓発

<問 13 ゲートキーパーについて>

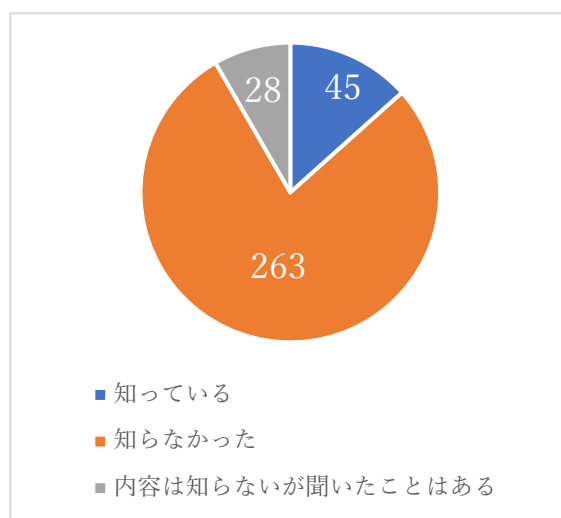
N=333 ※無回答除く



(図 15)

<問 14 ゲートキーパー養成研修について>

N=336 ※無回答除く



(図 16)

市民アンケートにおいて、ゲートキーパー及び養成研修どちらも 7 割以上の方が「知らなかった」と回答しております。引き続き、パンフレットや SNS、広報誌等、効果的に周知啓発を行うことで市民のゲートキーパーへの理解及び養成研修受講の促進を目指します。

(3) 自殺対策に関する事例検討会の開催

自殺対策では、自殺リスクのある方を支援する相談員が自身の健康を保ちながら、継続して相談支援に取り組むことができるよう、支援者を支える体制が重要となります。そのため、関係機関と連携して事例検討会を開催することで、支援者の不安や悩みを少しでも解消し、同時に支援技術向上を図ります。

コラム ～ゲートキーパーってどんな役割？～

Gate Keeper = いのちの門番

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（**悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る**）を図ることができる人のこと。

ゲートキーパーの役割は、心理的・社会的問題や生活問題・健康問題を抱えている人等、自殺の危険を抱えた人々に気づき、適切に関わることです。そのために**特別な資格は必要ありません**。

家族・友人・同僚といった身近な人をはじめ、地域のかかりつけ医や保健師、行政や関係機関等の相談窓口（ケースワーカーやソーシャルワーカー等）、民生児童委員やボランティア等、様々な人々がゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。

主な役割

- **気づき** : 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- **話を聴く** : 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- **つなぎ** : 必要な情報や相談窓口について伝え、つなぎを促す
- **見守る** : つないだ後も、必要があれば相談にのることを伝える

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、市民、関係機関なども含めた市全体で自殺対策に取り組むことが重要であることについて、市民及び関係機関への理解促進を図ります。

また、ゲートキーパーとしての行動化を促進するため、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが重要であることが地域全体の共通認識となるよう、普及啓発活動を推進します。さらに、その助けを求める先である支援機関についても周知啓発を行います。

(1) 相談先情報を掲載したパンフレットの配布及び相談機関の周知

心の悩みや生活支援、障がい者支援、高齢者支援、就労支援等の生きる支援に関する相談先を掲載したパンフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。
(障がい福祉課、市民健康課)

また、パンフレットに掲載されている相談先の周知に関して、市の自殺の特徴や国が推進する自殺対策を踏まえたうえで、相談先の周知を強化します。

① 生活困窮者、有職者の困りごとに関する相談先

本市では、地域の自殺の特徴として、無職者・生活困窮者、働き盛りの有職者に自殺者が多い傾向があります。本計画を策定するにあたって、前述の方に考えられる自殺リスク要因（生活困窮、就職、仕事関係など）について相談できる相談機関の情報が市民に行き届いているかを把握するために実施したアンケート（4ページ参照）結果を下記に記載しております。

前計画に引き続き、パンフレットに掲載している相談先を全体的に周知することはもちろん、本計画では下記の2機関の周知を重点に置き、パンフレットやSNS、広報誌の活用など、効果的な周知に努めます。

<問10,問11 それぞれの相談先について知っている人の割合> ※「無回答」の割合除く

	沖縄市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	労働基準監督署 労働相談コーナー
現在値	30%	22%

(表7) ※「内容は知らないが聞いたことはある」も知っている人の割合に含んで算出

② こころの悩み相談（SNS 相談）

<問 12 死んでしまいたいと思ったときの相談機関について> ※「無回答」の割合除く

相談機関	知っていた	知らなかった
沖縄いのちの電話	60%	37%
自殺予防いのちの電話	33%	62%
生きづらびっと（SNS 相談）	11%	83%
中部保健所	20%	74%

（表 8）

市民アンケートにおいて、「沖縄いのちの電話」については、6 割の方が知っていたものの、その他は 3 割以下となっており、特に、「生きづらびっと（SNS 相談）」を知っている人の割合が最も少なくなっております。

国の自殺総合対策大綱の改定（4 ページ参照）で新たに追加された視点である「こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、さらには「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」における「SNS 相談体制充実」を考慮すると、SNS 相談の普及は今後の自殺対策を推進する上で重要なものだといえます。また、20～39 歳といった若い世代の自殺者数が増加している本市の現状も踏まえると、若い世代にとって、身近なツールである SNS での相談は有効的なものであると考えられるため、パンフレットに掲載している SNS 相談の情報について LINE や広報誌に定期的に掲載するなど、SNS 相談の認知度向上に努めます。

市民の声 （市民アンケート問 15 自由記述より抜粋）

- ・ SNS,TEL 相談の時間帯を夜に設けてほしい。自分の時間がとれる、相談したい（話したい）のは夜の時間が多い。
- ・ 24 時間相談できるチャット（相手が AI ではなく、ちゃんと人が対応）がほしい。
- ・ 若者向けに SNS での発信もあって良いと思う。匿名だと直接助けられないように感じるが、匿名だと比較的容易に相談できると思う。

（2）自殺対策強化期間でのキャンペーン実施

9 月の自殺対策週間や 3 月の自殺対策月間に合わせ、市民へのパンフレット配布や講演会の開催、図書館における図書資料及び掲示物による啓発活動を行います。

（障がい福祉課、市立図書館）

（３）地域のネットワーク会議を活用した情報提供

社会福祉協議会や沖縄市障がい者自立支援協議会など、様々な分野の支援者にパンフレットを配布することで、地域における相談先を知ってもらうとともに、各種相談に訪れる市民に対し、必要に応じてパンフレットを配布してもらい情報の周知を図ります。

（障がい福祉課、ちゅういしいじい課ほか）

（４）障がい者向け啓発資料への情報掲載

障がい者向けのしおりやパンフレット等に、生きる支援に関連したサービスや地域の様々な相談先の情報を掲載します。（障がい福祉課）

（５）広報誌の活用

９月の自殺予防週間や３月の自殺予防月間に合わせて、市の広報誌等で自殺対策関連の情報を掲載し、またゲートキーパー養成研修の開催情報も掲載することにより、市民に対する施策の周知と自殺対策への理解及びゲートキーパー養成の促進を図ります。

（障がい福祉課、秘書広報課）

コラム ～自殺予防週間（９月１０日～９月１６日）と自殺対策強化月間（３月）について～

自殺予防週間（９月１０日～９月１６日）とは

９月１０日の「世界自殺予防デー」からの１週間を「自殺予防週間」として、国、県、市町村が連携した啓発事業等を通じて、自殺や精神疾患についての正しい知識を知っていただき、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等についても理解を深めていただくことを目的としています。

自殺対策月間（３月）とは

自殺対策基本法では、例年月別自殺者の最も多い３月を「自殺対策強化月間」と定め、国、県、市町村、関係機関・団体が連携し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業及び啓発活動の実施等、自殺予防のための取組を行います。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの包括的な支援」として、「生きることの阻害要因」（例：将来への不安や絶望、孤独、社会や地域に対する不信感等）を減らし、「生きることの促進要因」（例：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことで社会全体の自殺リスクを低下させるよう取り組むことが重要です。

本市では、生きることの促進要因への支援を組織を挙げて行うため、市実施事業のうち「生きる支援」に関連する施策を抽出し、自殺対策の視点を持ち込むことにより、生きることの包括的な支援として推進します。

※「生きる支援」となる各種事業については、「第9章 生きる支援関連施策」に掲載しております。なお、掲載している事業については、基本施策4だけではなく、その他の基本施策及び重点施策に関連しているものとなります。

（1）相談体制の充実と相談窓口情報の発信

各種相談窓口では、市民が抱える悩みや相談を包括的に受け止め、パンフレット「沖縄市悩みごと・困りごと相談窓口一覧」等を活用し、必要時に適切な相談窓口へつなげます。

相談支援機関同士での連携を密にすることで、それぞれの分野から実施できる「いきる支援」を検討し、包括的な支援として提供できるよう、充実した相談体制を整備します。

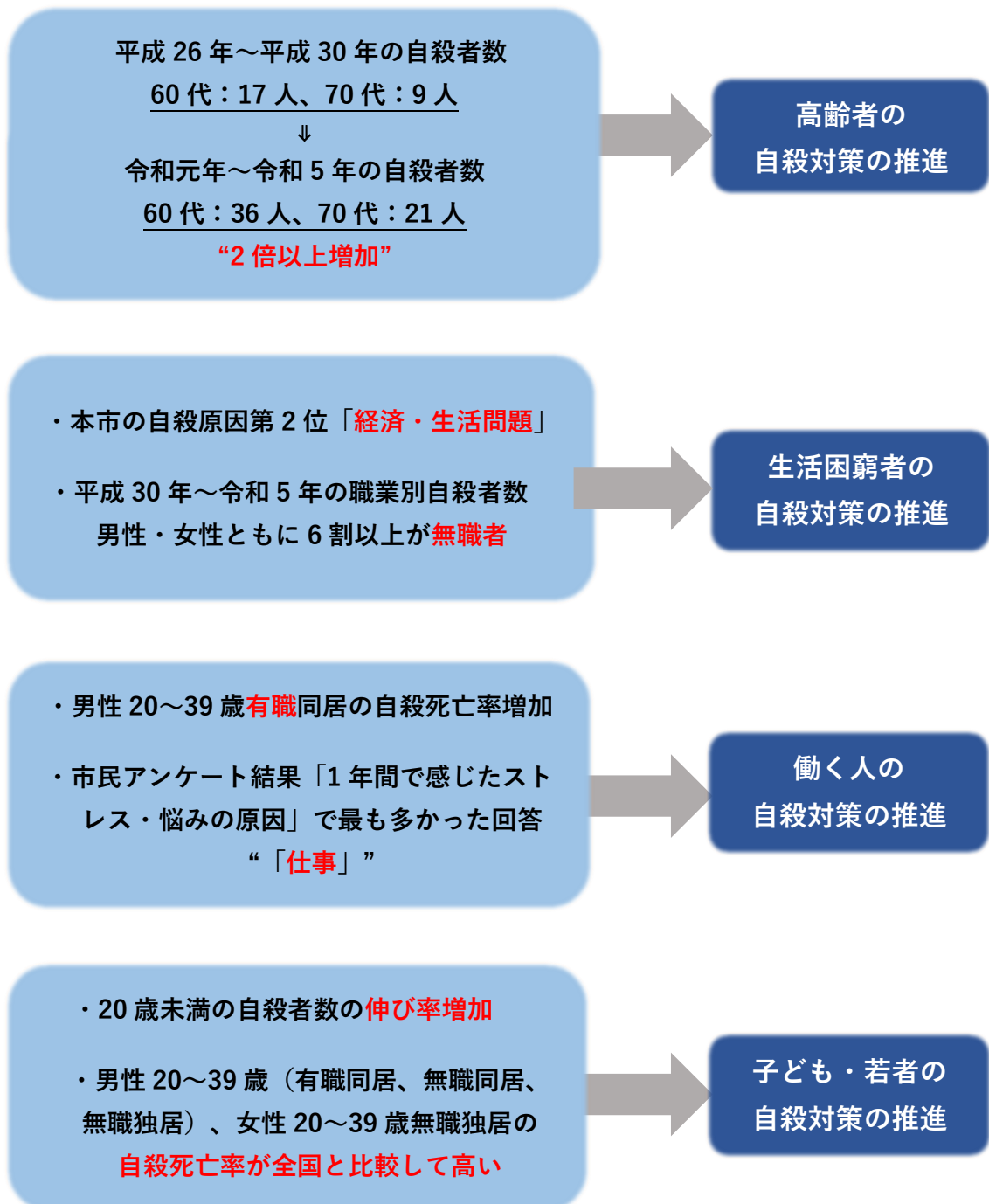
（2）居場所づくりの推進

「重層的支援体制整備事業」など、ライフステージに沿った様々な理由により孤立リスクがある人を対象とした居場所づくりの支援体制を整え、その情報を広く発信します。

第6章 重点施策

重点施策は、本市の自殺の実態や市民アンケート結果を踏まえ、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務問題」、「子ども・若者」に焦点をあて、重点施策として推奨します。

1 重点施策を定めた要因（本市の現状）について



2 重点施策の取組について

各重点施策で取り組む内容については、以下の通りとなっております。

高齢者の 自殺対策の推進

- ・居場所づくり、生きがいづくりの推進
- ・高齢者支援等における関係職員、地縁団体への普及啓発
- ・高齢者の支援体制整備の推進

生活困窮者の 自殺対策の推進

- ・生活困窮者自立支援制度との連携強化
- ・生活保護、生活困窮者支援の相談担当職員への普及啓発

働く人の 自殺対策の推進

- ・本人による「気づき」「健康づくり」の促進
- ・勤務問題全般に関する情報の周知
- ・働く人を支えるための普及啓発

子ども・若者の 自殺対策の推進

- ・子どもへのSOSの出し方等、市立小中学校における啓発
- ・相談支援の充実

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

本市の自殺の原因・動機において、男女ともに多いのが「健康問題」です（9ページ参照）。心身的側面では加齢とともに、慢性疾患の罹患や心身機能の低下で抑うつ状態になる危険性が高まります。また、高齢者の代表的な疾患の一つである認知症は、抑うつ状態を伴うこともあります。さらに、社会的側面では、子どもが独立し、仕事からも引退することで社会的役割が低下する傾向があるとともに、配偶者の死や心身機能の低下による社会参加の機会減少、配偶者や後期高齢者である両親の介護に伴う介護疲れなどが考えられます。

以上のことから、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人だけでなく、家族や近隣住民、介護者、専門職などといった周りの働きかけも重要であり、周囲の支援者が認知症や自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなげていくことが重要です。また、高齢者や周囲の支援者が孤立することなく、必要な支援につながり、生きがいを感じながら地域で生活していくことができるよう、居場所づくりや社会参加の促進等といった支援が重要です。

高齢者の自殺については、「健康問題」や「経済・生活問題」等の自殺リスクとなる問題を64歳以前から抱えており、それが年齢とともに長期化・重症化してしまうことで、自殺に追い込まれてしまうことも考えられます。そのため、この重点施策は高齢分野だけでなく、基本施策や重点施策2,3とも連動させながら、自殺リスクとなる要因の重症化及び複雑化を予防できるよう推進していきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【孤独感】

- ・ 高齢者のうち、“孤独感あり”の割合は、約3割
- ・ 身体機能リスクの割合を孤独感の有無別でみると、全ての項目について、孤独を「よく感じる」人でリスクの割合が非常に高くなっている。特に「うつ傾向」や「社会的役割の低下」、「知的能動性の低下」で割合が高い。

【生きがい】

- ・ 高齢者のうち、「生きがいあり」は58%、「思いつかない」が31.4%であり、生きがいのある高齢者が大半を占めている。
- ・ 身体機能リスクの割合を生きがいの有無別でみると、生きがいがない（「思いつかない」）は、身体機能リスクの全項目でリスクの割合が高くなっている。特に「社会的役割の低下」が77.9%、「知的能動性の低下」は64.3%、「うつ傾向」は50.9%。

（第8次沖縄市高齢者がんじゅう計画より抜粋）

（１）居場所づくり、生きがいづくりの推進

上記の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、「身体機能リスク」（例：うつ傾向など）と「孤独感」「生きがい」の有無は強く関連していることが分かります。そのため、介護保険課の実施事業（高齢者の居場所づくり・生きがいづくりの支援）に自殺予防の視点をふまえつつ、取り組みます。

（介護保険課ほか）

（２）高齢者支援等における関係職員、地縁団体への普及啓発

高齢者の変化に早期に気づいて必要な専門機関につなぎ、その後も地域で継続してつながり続けることができる人材を育成するため、高齢者支援等に従事する関係職員、地縁団体（自治会など）にゲートキーパー養成研修の参加を呼びかけます。

また、高齢者のこころの健康に関する講演会を開催するなど、高齢者のこころの健康に関する情報周知にも努めます。

（障がい福祉課、介護保険課ほか）

（３）高齢者の支援体制整備の推進

介護保険課では、介護予防・重度化防止などを目的に、地域包括支援センターを中心として、支援が必要な高齢者及び世帯を把握し、必要時には関係機関との連携を図りながら支援を実施しています。その支援において、自殺予防の視点も含めた連携及び相談支援を実施することで、高齢者の生活を支えるための体制を整備します。

（介護保険課ほか）

重点施策２ 生活困窮者の自殺対策の推進

生活困窮の背景には、貧困、多重債務、失業、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、震災による被災や避難など、自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えている方が少なくありません。また、地域や職場、学校等に安心できる居場所がなく、他者とのつながりが希薄であるなど、関係性の貧困に苦しんでいるケースも想定されます。

このように生活困窮者とは、経済的困窮のみならず、地域からの孤立を含めた様々な側面で生きづらさや生活上の困難を抱える方々を意味します。こうした方々が、自殺へと追い込まれないよう、自殺対策と生活困窮者自立支援制度を連携させて実施しながら、包括的な支援や生き心地の良い地域づくりを行うことが重要です・

生活困窮者への支援は、「孤独・孤立対策」や「重層的支援体制整備事業」と連携して、総合的に取り組むことが重要であり、地域共生社会の実現に向けた様々な取組と連携を図りつつ、生活困窮者の自殺対策の推進に努めます。

（１）生活困窮者自立支援制度との連携強化

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等と緊密に連携し、効果的な支援を行います。さらに、基本施策の「自殺対策を支える人材の育成」の枠組みで実施する関係機関との事例検討会に参加してもらうことや、定期的なケース検討会議を通して自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築します。

（障がい福祉課、保護管理課、ちゅういしいじい課ほか）

（２）生活保護、生活困窮者支援の各相談担当職員及び支援機関職員への普及啓発

相談者に寄り添い、適切な専門機関へつなぐことができるよう、生活保護、生活困窮者支援の各相談担当職員及び支援機関職員向けに、引き続きゲートキーパー養成研修を行います。また、国や県からの自殺対策に関する情報について、適宜共有し、生活困窮者の支援に関わる支援者が自殺対策の視点をもって関わるできるよう体制整備に取り組みます。

（障がい福祉課、保護第一課・第二課、保護管理課ほか）

重点施策3 働く人の自殺対策の推進

長時間労働や職場での人間関係・ハラスメント等、働く中での様々な問題や悩みを抱えながら自殺に追い込まれる人は多く、労働者に対する自殺対策は非常に重要です。沖縄市「いきる道をつなぐ」自殺対策アンケートでは、悩み・ストレスの原因について「仕事」と回答した方が最も多く、多くの市民が「仕事」に対して悩み・ストレスを抱えていることが明らかになっております。また、本市の自殺の特徴として、20～39 歳有職同居の方の自殺が増加している傾向があることから、働く人の自殺対策の推進は重要であると考えられます。

なお、こちらの重点施策については、「健康・食育おきなわシティ 21」と連携して推進します。

(1) 本人による「気づき」「健康づくり」の促進

メンタルヘルス対策では、本人が自身のストレス状況や体調の変化について知ることが重要です。その「気づき」を促し、健康自己管理の継続や、本人が医療機関・相談機関につながるための行動を支える取組が必要です。そのため、一般健診・特定健診の受診勧奨や保健指導を実施します。

また、広報誌や SNS を活用し、市民に対して、こころの健康づくりに関する周知啓発や情報発信を行います。

(市民健康課、障がい福祉課)

(2) 勤務問題全般に関する相談窓口の周知

「基本施策3 市民への啓発と周知」の(1)①(25 ページ)で重点的に取り組むとした「労働基準監督署 労働相談コーナー」の情報周知に取り組みます。また、パンフレットに掲載されている「沖縄県女性就業・労働相談センター」など勤務問題に関する相談先についても効果的な周知を図ります。

(障がい福祉課、市民健康課)

(3) 働く人を支えるための普及啓発

労働者が心身の健康を維持し、働き続けるためには、ワーク・ライフバランスの実現やハラスメント防止、出産育児・介護休業等を理由とする不利益取り扱いの防止などといった労働環境の改善が必要であり、そのための普及啓発に取り組むことが重要です。また、職場の悩みや不安を抱えている方への就労支援を実施することで、安心して就業ができ、失業率改善につながります。そのため、就労環境の改善や就労に関する支援及び普及啓発を実施します。

(平和・男女共同課、企業誘致課ほか)

重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進

全国的な「子ども・若者」の自殺における危機的状況を踏まえ、令和4年に閣議決定された自殺総合対策大綱では、新たに「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」に重点を置くことが示されました。（4ページ コラム参照）

本市の平成26年から令和5年における自殺者数は、20代未満4人、20代19人、30代27人となっており、20歳～39歳については、「男性有職同居」や「男女ともに無職独居」の方で、全国自殺死亡率と比較しても高い死亡率となっております。20代未満の自殺者数は、全国自殺死亡率と比較しても高い値ではありませんが、20代未満から問題を抱え込み、相談できずに20代以降で自殺に追い込まれてしまう可能性も考えられます。

本市でも上記のような自殺の状況があることから、「子ども・若者の自殺対策の推進」を重点施策の一つとし、20代未満、20代～30代と様々なライフステージに沿った支援や普及啓発を、重点施策2,3とも連動させて総合的に推進します。

（1）子どもへのSOSの出し方等、市立小中学校における啓発

小中学生のときから、将来、人生の危機に直面した場合や現在危機に直面している状況を想定し、ひとりで問題を抱え込まず、他者に援助を求める力を伸ばしていけるよう、小中学生へ、命の大切さを実感できる教育やSOSの出し方に関する教育等、自殺予防につながる教育の提供を推進することが重要です。

市立小中学校において、児童生徒向けのSOSの出し方に関する啓発を行います。また、小・中学校生徒指導主任連絡会における「児童生徒の自殺対策について」の資料提供や学校での未然防止の対応依頼、自殺予防週間における児童生徒向けの相談窓口の周知等、市立小中学校における周知啓発を実施します。

（指導課、教育支援センター）

（2）相談支援の充実

若年層専用相談窓口の周知強化や児童・生徒の困り感に寄り添った教育相談を実施し、こころの健康の視点をふまえた相談支援を実施します。

（指導課、教育支援センター）

第7章 数値目標と評価指標

1 目標設定の考え方

PDCA サイクルの実効性を高めるため、本計画では、ロジック・モデルに基づき、施策及び評価指標等を検討しました。

本計画では、沖縄市第5次総合計画における都市像3「ともに生きる心が広がり、いきいきと暮らせるまち」の実現に向けて、自殺死亡率の減少といった計画目標を設定し、その目標を達成するために4つの基本施策及び重点施策を推進します。

4 つの基本施策・重点施策

基本 施策 1	地域のネットワーク強化 (1) 自殺防止連絡会議の開催 (2) 関係機関とのネットワーク強化
基本 施策 2	自殺対策を支える人材の育成 (1) 市民・市職員・専門職を対象としたゲートキーパー養成研修の開催 (2) 「ゲートキーパー」に関する周知啓発 (3) 自殺対策に関する事例検討会の開催
基本 施策 3	市民への啓発と周知 (1) 相談先情報を掲載したリーフレットの配布及び相談機関の周知 (2) 自殺対策強化期間でのキャンペーン実施 (3) 地域のネットワーク会議を活用した情報提供 (4) 障がい者向け啓発資料への情報提供 (5) 広報誌の活用
基本 施策 4	生きることの促進要因への支援 (1) 相談体制の充実と相談窓口情報の発信 (2) 居場所づくりの推進
重点 施策 1	高齢者の自殺対策の推進 (1) 居場所づくり、生きがいづくりの推進 (2) 高齢者支援における関係職員、地縁団体への普及啓発 (3) 高齢者の支援体制整備の推進
重点 施策 2	生活困窮者の自殺対策の推進 (1) 生活困窮者自立支援制度との連携強化 (2) 生活保護、生活困窮者支援の各相談担当職員及び支援機関職員への普及啓発
重点 施策 3	働く人の自殺対策の推進 (1) 本人の「気づき」「健康づくり」の促進 (2) 勤務問題全般に関する相談窓口の周知 (3) 働く人を支えるための普及啓発
重点 施策 4	子ども・若者の自殺対策の推進 (1) 子どもへの SOS への出し方等、市立小中学校における啓発 (2) 相談支援の充実

中間目標

普及啓発	中間目標 市民・支援者が自殺対策に関する正しい知識を身につけている SOS の出し方や命の大切さについて知っている	指標 ・自殺対策強化期間における啓発の実施回数 ・SOS の出し方に関する教育を含む「命の尊さ」をテーマとした授業の実施回数 ・市立小中学校の児童生徒に向けた自殺対策普及啓発の実施回数
連携強化	中間目標 関係部署で自殺に関する情報共有を行い、連携をとることができる	指標 ・自殺防止連絡会議の実施回数 ・生活困窮者支援機関とのケース検討会の実施回数
環境整備	中間目標 各種相談窓口の情報が周知されている SNS 相談にアクセスしやすい環境が整備されている	指標 ・相談窓口に関する情報を SNS (LINE 等) に掲載した回数 ・相談窓口情報に関するホームページアクセス数
支援技術向上	中間目標 市民の相談を受け止め、適切な支援につなぐことのできる支援者が増えている 自殺リスクのある方への適切な対処方法を知っている人が増えている	指標 ・ゲートキーパー養成研修の実施回数 ・自殺対策に関する事例検討会の実施回数
健康増進	中間目標 自身のストレス状況や体調の変化に気づき、健康自己管理に取り組む人が増える	指標 ・こころの健康づくりに関するホームページアクセス数 ・健康づくりに関する講演会の実施回数

分野目標・計画目標・目指す都市

分野目標① 自殺対策に関する正しい認識を持つ人の増加	指標 ・「自殺は誰にでも起こりうる社会的な問題である」となどの認識が浸透している ・自殺対策は関係部署が連携して取り組むといった認識が浸透している
分野目標② 自殺対策に関わる支援者の増加	指標 ・ゲートキーパー養成研修会の受講者数 ・高齢者支援における関係職員・地縁団体におけるゲートキーパー養成研修会の受講者数 ・生活保護、生活困窮者支援の各相談担当職員におけるゲートキーパー養成研修会の受講者数
分野目標③ 必要とする支援につながる人が増える	指標 ・困ったときの相談先を知っている人の割合増加 ・悩みやストレスを相談できない人の割合減少

本計画の最終目標：自殺率 13.7 以下

都市像 3：ともに生きる心が広がり しきじきと喜ばせるまち

2 評価指標

本計画では、中間目標と分野目標を設定することにより、効果的な施策展開につなげて、本計画目標の達成を目指します。

(1) 中間目標

4つの基本施策及び重点施策における各事業を実施することで、計画目標の達成に必要な分野目標の達成及びそれに伴う計画目標達成を目指します。中間目標とは、分野目標達成に向けて必要な変化を確認するための指標となっております。

本計画では、「普及啓発」「連携強化」「環境整備」「支援技術向上」「健康増進」の5つの視点とそれぞれの指標から、適切な施策実施となっているかを整理することにより、各事業の効果的な推進につなげます。

普及啓発		
○市民・支援者が自殺対策に関する正しい知識を身につけている ○SOS の出し方や命の大切さについて知っている		
指標	現状値	目標値
自殺対策強化期間における啓発の実施	実施	実施
SOS の出し方に関する教育を含む「命の尊さ」をテーマとした授業の実施回数	市立小中学校で 1 回/年 以上	市立小中学校で 1 回/年 以上
市立小中学校の児童生徒に向けた 自殺対策普及啓発の実施	実施	実施

連携強化		
○関係部署で自殺に関する情報共有を行い、連携をとることができる		
指標	現状値	目標値
自殺防止連絡会議の実施回数	－	1 回/年 以上
生活困窮者支援機関とのケース検討会議 の実施回数	必要に応じて 随時実施	2 回/年 以上

環境整備		
○各種相談窓口の情報が周知されている		
○SNS 相談にアクセスしやすい環境が整備されている		
指標	現状値	目標値
相談窓口に関する情報を SNS(LINE 等)・ホームページに掲載した回数	随時実施	1 回/月 以上
相談窓口情報に関する ホームページアクセス数	—	※基準値 (2024 年～2025 年) と比べて 30%増加

※相談窓口を掲載したパンフレット「沖縄市悩みごと・困りごと相談窓口一覧」(令和 6 年度時点) のホームページ掲載期間 (2024 年 10 月から約 1 年間) のアクセス数を基準値とし、2029 年に基準値の 30%増加を目標とします。

支援技術向上		
○相談を受け止め、適切な支援につなぐことができる市民・支援者が増える		
○市民・支援者が、自殺リスクのある方への適切な対処方法を身につけている		
指標	現状値	目標値
ゲートキーパー養成研修の実施回数	6 回 (R6 12 月時点)	10 回以上 (R7-R11)
自殺対策に関する事例検討会の実施回数	—	3 回/年 以上

健康増進		
○自身のストレス状況や体調の変化に気づき、健康自己管理に取り組む市民が増える		
指標	現状値	目標値
こころの健康づくりに関する ホームページアクセス数	—	健康・食育おきなわ シティ 21 で設定
健康づくりに関する講演会の実施回数	1 回/年 以上	1 回/年 以上

(2) 分野目標

本計画では、3つの分野目標を設定します。

ア 自殺対策に関する適切な認識を持つ人の増加

本計画の基本認識が地域全体へと広がり、市民、市役所職員、専門職がそれぞれにできる自殺対策を考えて実践できる環境を整備することで、市全体で支えることができる地域づくりにつなげます。

自殺に関する適切な認識を持つ人の増加		
指標	現状値	目標値
「自殺は誰にでも起こりうる社会的な問題である」などの認識が浸透している※1	－	60%以上
自殺対策は関係部署が連携して取り組むといった認識が浸透している※2	－	80%以上

※1 次回の市民アンケートでは、本計画の基本認識が市民に浸透しているか確認するために新たに質問項目を追加し（下記参照）、その認識について①②どちらも「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した方の割合とします。

【次回（次期計画策定）の市民アンケートで追加する質問項目】

Q 下記の2つの認識についてあてはまるものを選んでください

①自殺は誰にでも起こりうる社会的な問題である

1.そう思う, 2.どちらかといえばそう思う, 3.そう思わない,
4.どちらかといえばそう思わない, 5.わからない

②自殺対策は、地域全体で取り組む必要がある

1.そう思う, 2.どちらかといえばそう思う, 3.そう思わない,
4.どちらかといえばそう思わない, 5.わからない

※2 今後、庁内での職員アンケートを実施し、「自殺対策は関係部署が連携して取り組むものである」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した方の割合とします。

イ 自殺対策に関わる支援者の増加

より多くの支援者が自殺対策の視点をもって当事者と関わるができることで、本人の危険信号を早期に察知して適切な支援へとつなぐことによる、自殺リスクの低減につながります。

自殺対策に関わる支援者の増加		
指標	現状値	目標値
ゲートキーパー養成研修会の受講者数	359名 (過去6回)	470人 (R7-R11)
高齢者支援における関係職員・地縁団体におけるゲートキーパー養成研修会の受講者数	34人 (過去6回)	50人 (R7-R11)
生活保護、生活困窮者支援の各相談担当職員におけるゲートキーパー要請研修会の受講者数	10人 (過去6回)	30人 (R7-R11)

ウ 必要とする支援につながることができる人の増加

相談支援の充実やその情報の周知により、本人が必要とする支援につながりやすい環境を整えることで、具体的な解決策が見つかる機会が増加することによる自殺リスクを高める動機の減少につながります。

必要としている支援につながることができる人の増加		
指標	現状値	目標値
困ったときの相談先を知っている人の割合増加	—	80%
悩みやストレスを相談できない人の割合減少※	22%	22%以下

※「悩みやストレスを相談できない人の割合」の現状値は、沖縄市「いきる道をつなぐ」自殺対策アンケートにおいて、問7「辛い悩みやストレスを感じたときに、誰かに助けを求めたり、相談したいと思うか」について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した方の割合です。

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進

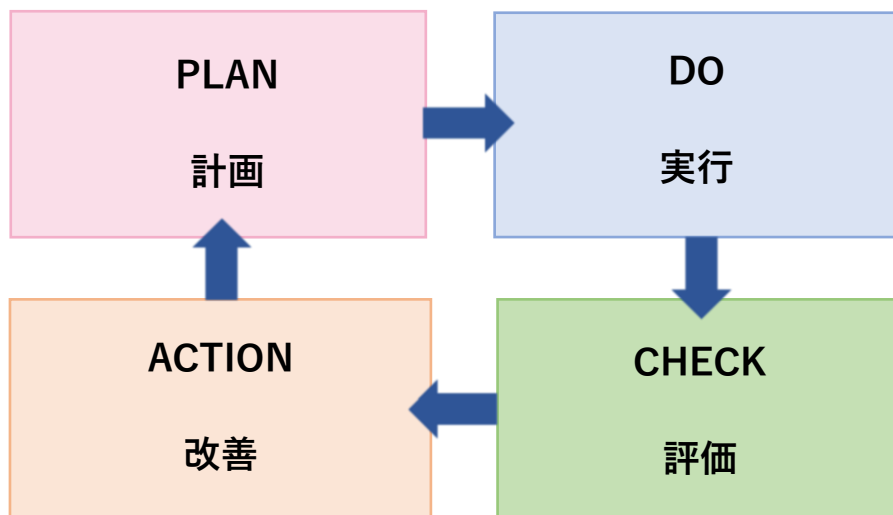
本市の自殺対策に関する施策を効果的かつ総合的に推進するため、自殺対策関連部署で構成する庁内連絡会議（自殺防止連絡会議）を定期的に開催します。

○自殺防止連絡会議で協議する内容

- ・本市の自殺に関する現状を確認し、基本施策及び重点施策の実施について見直し等の検討を行います。
- ・生きる支援に関する諸施策や支援対象者等の情報共有を行うことで、関係部署同士の連携を強化し、部署横断的な自殺対策を推進します。

2 計画の進行管理

計画期間中は、事業・取組について PDCA サイクルの考えに基づく進行管理を行います。進行管理については、定期的に基本施策及び重点施策の実施状況等の把握を行い、それに基づく成果や課題等を報告し、自殺防止連絡会議において事業・取組の評価及び改善を図ります。



第9章 生きる支援関連施策

生きることの包括的な支援の関連施策一覧

本市では自殺対策事業と連携し、生きることの促進要因への支援を組織的に取り組みます。「生きる支援」に関連する施策に自殺対策の視点を盛り込み、生きることの包括的な支援として推進します。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
1	健康福祉部	障がい福祉課	自殺対策事業	相談先やゲートキーパーの役割の周知等、自殺予防のための普及啓発を行う。	自殺予防週間(9月10～16日)、自殺対策月間(3月)に市広報等で、相談先やゲートキーパー等の記事を掲載、イベント等でパネル展示やリーフレットの配布を行い、周知を図る。 担当職員による市民向けの出前講座等の実施。
2	健康福祉部	障がい福祉課	自殺対策事業	ゲートキーパー養成研修等の実施。	外部講師を招き、市職員・専門職・市民等を対象にゲートキーパー養成研修の実施。 受講者へはゲートキーパーの証とし、ゲートキーパーの役割等記載された手帳と缶バッジを配布し、ゲートキーパーとしての意識付けを図る。
3	健康福祉部	市民健康課	健康食育推進事業	市民へ自殺予防のための普及啓発を行う。	相談先情報を掲載したリーフレット、グッズの配布を通し、相談先の周知を図り、自殺予防につなげる。
4	健康福祉部	市民健康課	健康食育推進事業	児童へのSOSの出し方等の啓発。	小中学生向けに相談方法や相談先等を掲載した情報発信を行い、若年層の自殺予防につなげる。
5	総務部	人事課	職員の研修事業	職員(会計年度職員を含む)研修の開催。	職員研修としてゲートキーパー研修を導入する。職員がゲートキーパーとしての視点を持つことにより、市の各窓口で適切な対応を取ることができ、自殺リスクの低減につながる。
6	総務部	人事課	職員の健康管理	職員の健康の保持、健康相談、健診後の事後指導、安全衛生委員会、ストレスチェックの実施。	健康相談、ストレスチェック、産業医面談等を実施することで、職員のストレスの状況を把握し、ストレスの軽減を図るよう働きかけ、必要に応じて専門医へ繋ぐ。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
7	総務部	納税課	滞納税の徴収及び納付相談	臨戸・電話及び文書による納税催告及び滞納処分等の滞納整理業務、市税の期別納付が厳しい等、適宜納付相談に応じる。市民の納税意識強化と徴収率の向上に努める。	徴収担当職員等がゲートキーパー研修を受講する事で気づきの視点をもち、自殺リスクを持つ滞納者に適宜対応でき、支援関連部署へつなぐことができる。
8	市民部	市民生活課	消費者行政推進事業	消費生活に関する相談業務・情報提供を行うとともに、消費者被害未然防止のため消費者教育等を行う。	消費生活相談員が、多重債務問題などの解決に向けた支援を行うことにより、自殺対策支援を行うことができる。
9	市民部	市民生活課	市民相談費	市民相談及び法律相談において、市民が抱えている様々な悩みや問題を聴取し、助言や問題解決に役立つ窓口への案内を行う。	市民が抱えている様々な悩みや問題を聴取し、問題解決に役立つ相談窓口へ繋ぐ役割を担っている。相談員が、ゲートキーパーとしての視点を持つことにより、各機関との連携強化を図る。
10	市民部	平和・男女共同課	男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する啓発紙の発行、啓発グッズの作成及び配布、パネル展示にて啓発を行う。	男女共同参画に関する啓発イベントにおいて、相談先の掲載されたグッズを設置する等し、自殺対策に関連する情報発信を行うことで、自殺リスクの低減を図る。
11	市民部	平和・男女共同課	男女共同参画推進事業	毎年 11 月に女性に対する暴力をなくす運動パネル展を実施し、啓発活動に努める。	パネル展を本庁ロビー、男女共同参画センター、ちばなクリニック等で実施し、広く啓発活動を行う。
12	市民部	平和・男女共同課	男女共同参画推進事業	男女共同参画の普及や人権啓発の講座を実施。	市職員・教職員向けの研修会、小学生向けの人権啓発講座、市民向けの出前講座等を行うことで、自殺予防につながる。
13	市民部	平和・男女共同課	男女共同参画センター事業	男女共同参画に関する各種講座を市民向けに実施。	ハラスメントやアンガーマネジメント、ワークライフバランス等、各種講座を通じ、市民への情報発信を行い、自殺予防につながる。
14	市民部	平和・男女共同課	男女共同参画センター事業	男女共同参画窓口、LGBT 相談窓口を設置。	生き方や人間関係に関する相談等に応じ、各関係機関へ繋げる。相談員が、ゲートキーパーとしての視点を持ち、対応することで、自殺防止に繋がる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
15	市民部	市民課	国民年金受付相談	国民年金関係の届出及び申請、基礎年金の裁定請求書の受付・相談を行う。	免除や猶予・障害年金等の制度説明・案内を行うとともに、教育・福祉等、その他必要な支援の関連する部署へつなぐことができる。
16	健康福祉部	ちゅいしいじい課	民生委員児童委員に関すること	地域の相談支援活動を実施。 地域住民が抱える悩みや心配ごと等の相談を受け、必要に応じて専門機関や福祉サービスへつなぐパイプ役を担う。	日頃から見守り訪問等を行い、住民の生活状況を把握するよう努めており、同じ住民という立場から相談がしやすく、地域で生活上の困難さを抱えている人に気づきやすい。 自殺リスクを抱えた方を早期発見し、適切な支援へ繋ぐ事が自殺対策につながる。
17	健康福祉部	ちゅいしいじい課	緊急通報システム	緊急事態の際、ペンダント又は緊急通報装置のボタンを押すだけで緊急通報受診センターへ繋がり、救急要請に係る安否確認及び親族や地域の協力員による自宅訪問等、支援体制の整備。緊急通報受診センターによる定期コールでの状況確認の実施。	システムを設置する事で、在宅のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等の生活の安全を確保するとともに、不安を解消する。 システムの設置を通じて、高齢者及び身体障害者の連絡手段を確保し、状況把握を努めるとともに、必要に応じて、他の機関へ繋ぐ対応をするなど、支援の接点として活用できる。
18	健康福祉部	ちゅいしいじい課	高齢者及び身体障がい者福祉電話設置	福祉電話を設置することで、在宅のひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等の生活の安全を確保するとともに、不安を解消する。 コミュニケーションによる安否確認の実施。	福祉電話の設置を通じて、高齢者及び重度身体障がい者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には、他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用できる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
19	健康福祉部	ちゅいしいじい課	地域福祉推進事業	「ちゅいしいじいプラン(第6次沖縄市地域保健福祉計画)」(令和4年度～令和8年度)において理念としている「ちゅいしいじいの心でつながり福祉文化が息づく沖縄市」の創造に向けて、地域福祉の推進体制を整える。地域福祉活動の推進により、住民同士が日頃から協働することで、困ったときに相談し助け合うことのできる関係性を構築する。	地域における日頃からの連携を強化することで、住民の孤立化を防ぎ、自殺リスクの低減につながる。 相談員や地域福祉コーディネーターへ自殺対策に係る研修の受講等、適切な対応を学ぶことで、ゲートキーパーとしての視点を持つことにより、各機関との連携強化を図る。
20	健康福祉部	障がい福祉課	障害者虐待の対応	障害者虐待防止に係る普及啓発の実施。障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置。	虐待事案への対応を糸口に、支援をしていく中で、背後にある問題を察知し、適切な支援へつなぐなどの役割を担う。
21	健康福祉部	障がい福祉課	障害者差別解消推進事業	住民・事業所等へ、法に関する周知啓発を行う。 障害者差別に関する相談窓口の設置。	法の周知を行うことで、障害者を含め、誰もが暮らしやすい地域作りを考えるきっかけとなる。障がい者の困り事を支援することで、生きることの阻害要因を排除することに繋がる。
22	健康福祉部	障がい福祉課	委託相談支援事業	地域の障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供・虐待防止や権利擁護のための必要な支援を行う。	関係職員に適宜ゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、相談やサービス支援時において、自殺リスクにつながる問題をキャッチし、適切な相談・支援を行え、自殺予防につながる。
23	健康福祉部	障がい福祉課	沖縄市障がい者基幹相談支援センター事業	地域の中核的な相談支援機関として、研修や支援会議の開催、相談員の後方支援、関係機関と協働し、相談支援体制を整え、障がいをもつ方々やその家族がスムーズに相談できる体制づくりを行う。	関係職員に適宜ゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、相談やサービス支援時において、自殺リスクにつながる問題をキャッチし、適切な相談・支援を行え、自殺リスクのある相談対応の強化につながる。
24	健康福祉部	障がい福祉課	地域活動支援センター事業	障がい者等が通所し、地域の実情に応じそうだ九の活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を図る。	障がい者等の生産活動の機会の提供等を行うことで、生きがいを見出し、生きる支援となり得る。 関係職員に適宜ゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、相談やサービス支援時において、自殺リスクにつながる問題をキャッチし、適切な相談窓口へつなぐ等、相談対応の強化につながる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
25	健康福祉部	障がい福祉課	自発的活動支援事業	ピアサポーターを配置し、同じ障害を持つ人の様々な悩みを共感できる場を設けることで、地域における障がい者等の生活をサポートする。	ピアサポーターに、適宜ゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、相談やサービス支援時に、自殺リスクにつながる問題をキャッチし、適切な相談窓口へつなぐ等、相談対応の強化につながる。
26	健康福祉部	障がい福祉課	居住サポート事業	一般住宅への入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援や家賃債務保障を行い、障がい者等の地域生活を支援する。	居住サポート事業申請の相談対応を行う中で、その他の問題をキャッチした際は、適切な支援や窓口に繋ぐ等の役割を担う。
27	健康福祉部	障がい福祉課	スポーツレクリエーション教室	障がい者スポーツの普及、障がい者の社会参加促進の一環としてスポーツレクリエーション教室の充実を図る。	障がい者スポーツやスポーツレクリエーション教室等の開催をすることで、障がい者が生きがいを見出し、生きる支援へとつながる。
28	健康福祉部	障がい福祉課	障害児支援等に関する事務	障害児通所支援等の申請受付、支給決定を行う。	障がい児を抱えた保護者への相談支援、サービスの提供は、保護者の負担軽減につながり、結果として保護者の自殺リスクの軽減に寄与する。 関係職員がゲートキーパーの視点を持ち、適切な相談・支援を行うことで、自殺予防につながる。
29	健康福祉部	障がい福祉課	障害福祉サービス等に関する事務	障害福祉サービス等の申請受付、支給決定を行う。	障がいを抱えた方への相談支援、サービスの提供は、生活していく上での障がい者や家族の負担軽減、障がい者の自立支援となり得るため、生きる支援につながる。 関係職員がゲートキーパーの視点を持ち、適切な相談・支援を行うことで、自殺予防につながる。
30	健康福祉部	障がい福祉課	重度心身障がい者(児)医療費助成、自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療)に関する事務	申請受付等を行う。	障がいを抱えている方とその家族の中には、生活面や金銭面で大きな負担になっていることから、医療費の一部または全額を支援することで、支援介入への接点となり、自殺予防につながる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
31	健康福祉部	障がい福祉課	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する事務	申請や交付等を行う。	障がいをもつ方とその家族は、生活上の様々な困難や問題に直面することがあり、自殺リスクの高まる可能性が高い。手帳を所持することにより、適切なサービスや支援につなぐ機会となる。 関係職員等がゲートキーパー研修を受講する事で気づきの視点をもつことができる。自殺リスクにつながる問題等をキャッチし、支援関連部署へつなぐことができる。
32	健康福祉部	障がい福祉課	日常生活用具の給付事務	在宅生活の方に対し、障害の内容や程度に応じ、日常生活の便宜を図る為、市で定める日常生活用具項目より給付等をする。	障害者等の日常生活がより円滑の行われるための用具を給付等すること等により、福祉の増進に寄与し、自殺リスクの低減につながる。
33	健康福祉部	障がい福祉課	補装具費支給事務	障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として補装具の助成をおこなう。	障害者等の日常生活がより円滑の行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に寄与し、自殺リスクの低減につなげる。
34	健康福祉部	障がい福祉課	小児慢性特定疾病医療費助成制度等終了者(20歳以上)支援金	小児慢性特定疾病医療費助成制度等を受給していた20歳以上の方で、「沖縄市重度心身障がい者(児)医療費制度」、「特別障害者手当等給付費」、「特定疾患治療研究事業」等の支援を受けられない患者に対し、1人当たり年間10,000円の支援金を支給する。	20歳到達後、引き続き治療が必要な患者にとって、生活面や金銭面で大きな負担になっていることから、負担軽減を図り、自殺リスクの低減につなげる。
35	健康福祉部	障がい福祉課	障害者・児福祉手当の支給事務	身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、在宅の方に支給する。	手当の申請等を通し、当事者や家族等に対応する際、問題や悩みを察知した場合、適切な窓口へつなぐ。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
36	健康福祉部	障がい福祉課	手話奉仕員等養成事業	聴覚障がい者や聴覚障がいの生活及び関連する福祉制度について理解を深め、手話等で日常生活に必要な手話言語及び手話表現技術等を習得した手話奉仕員等を養成する。	聴覚障がい者の中で様々な問題を抱え、自殺リスクが予測され得る方がいた場合に、ゲートキーパーとしての役割を担うことができる。
37	健康福祉部	障がい福祉課	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者等を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	聴覚障がい者の中で様々な問題を抱え、自殺リスクが予測され得る方がいた場合に、ゲートキーパーとしての役割を担うことができる。
38	健康福祉部	障がい福祉課	沖縄市障がい者プラン策定・管理事業	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	障害者福祉事業と自殺対策事業との典型可能な部分の検討を進めることによる、両事業のさらなる促進を図ることができる。
39	健康福祉部	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等、地域の関係者が集まり、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、ネットワークの構築や地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担う。	ネットワークの構築や地域のサービス基盤を進めていくことは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤となる。
40	健康福祉部	障がい福祉課	ガイドブック作成事業	各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者の方々が各々の状況にあった適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	ガイドブック改訂時、生きる支援に関連する相談窓口一覧の情報を入れる等を行うことで、当事者や住民に対し、相談機関の周知拡充を図ることができ、自殺対策にもつながる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
41	健康福祉部	介護保険課	介護保険料の賦課徴収に関する事務	第1号被保険者の資格の得喪、賦課徴収、納付相談、過誤納金の還付等の介護保険料に関する業務。	介護保険料に関する相談の中で、経済的問題、当人・家族がもつ問題を窓口や訪問先で察知し、関係機関に支援をつなげることは、自殺対策(生きる支援)にもつながる。
42	健康福祉部	介護保険課	介護保険給付に関する事務	介護保険に関する給付の申請・受付を行う。	給付に関する相談の中で、経済的問題、当人・家族がもつ問題を察知し、関係機関に支援をつなげることは、自殺対策(生きる支援)にもつながる。
43	健康福祉部	介護保険課	介護認定調査に関する事務	介護認定の申請を受けた被保険者に対し、認定調査員が、全国一律の方法によって、心身の状況や介護にかかる手間についての調査を行う。	認定調査の中で、当人・家族がもつ問題を訪問先で察知し、関係機関に支援をつなげることは、自殺対策(生きる支援)にもつながる。
44	健康福祉部	介護保険課	介護予防把握事業	65歳以上でかつ介護認定を受けていない世帯等に対して、基本チェックリストによる介護予防実態把握調査を実施。何らかの支援を必要とする人を把握し、介護予防の各事業や活動につなげる。	関係職員へゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、高齢者の自殺リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるように取り組む。
45	健康福祉部	介護保険課	地域リハビリテーション活動支援事業	機能訓練や自立支援の視点で介護予防の普及実施のため、地域活動や訪問時、地域ケア会議等においてリハビリテーションの専門員が、介護予防の取組について、通所事業所や訪問事業所等の職員や地域ケア会議に参加する支援者等に対して助言を行う。また、地域における住民主体の通いの場に定期的に関わる専門職を配置する。	リハビリテーション専門員が高齢者宅を訪問する際に高齢者本人や家族の様々な困りごとに関して地域包括支援センターの専門職等につなぎ問題が解決されるよう支援している。 関係職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者の異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の強化につながる。
46	健康福祉部	介護保険課	高齢者への総合相談事業	高齢者やその家族から様々な相談にのり、課題解決を図り、必要に応じて関係機関につなぎ、継続して支援を行う。	総合支援には様々な課題や困難を抱えてこられる高齢者やその家族があり、継続して課題解決にあたり、関係機関に支援をつなげることは、自殺対策(生きる支援)にもつながる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
47	健康福祉部	介護保険課	生活支援体制整備事業	高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を続けていくための取組の一つとして、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、生活支援サービスを担う多様な機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実および、高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、地域づくりを推進していく。	関係職員へゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、高齢者の自殺リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるように取り組む。
48	健康福祉部	保護一課、 保護二課	生活保護施行に関する事務	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。	生活保護制度は、ケースワーカーが被保護者の家庭を定期的に訪問し、生活課題について寄り添いながら自立に向けて支援していくことを特徴としている。そして要保護者は様々な生活課題に直面し、心身共に疲弊していることが少なくない。また、社会的きずなが希薄で、不安感や疎外感を持っている場合も多いことから、各種相談・支援を通し、必要な支援に繋ぐアプローチの機会となる。
49	健康福祉部	保護管理課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うこと、また施克困窮者に対する支援の種類及び内容等の記載した計画の作成を一体的かつ計画的に行うことにより、自立の促進を図る。	生活困窮者は、生活困窮状態を理由に、または他の要因が絡み合い、自殺リスクが高いため、当該事業と自殺対策が十分に連携する必要がある。 関係職員が、ゲートキーパー養成研修を受講し、自殺対策に関する知識や対応方法を学ぶことで、自殺予防につながる。
50	健康福祉部	保護管理課	生活困窮者自立支援事業 (学習支援事業)	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に対する学習支援を実施。	学習支援を通し、当人や家庭の抱える問題を察知し、自立相談支援機関を含めた関係機関へ、当該家庭を支援につなげる等の機会や接点となる。
51	健康福祉部	国民健康保険課	保険料の徴収事業	臨戸・電話・文書等による保険料の徴収業務。保険料の期別納付が厳しい等、適宜納付相談に応じる。	徴収担当職員等がゲートキーパー研修を受講する事で気づきの視点をもち、自殺リスクを持つ滞納者に適宜対応でき、支援関連部署へつなぐことができる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
52	健康福祉部	市民健康課	特定健康診査・特定保健指導事業/成人保健事業	健診・保健指導を実施。	健診や保健指導を通して、抱えている不安や問題等を把握した場合、必要に応じて、医療機関の受診案内及び関係機関との連携、適切な支援に繋ぐ機会となる。
53	健康福祉部	市民健康課	健康増進事業	健康相談・健康づくり教室の実施	疾病を予防するための取り組みとして実施している。抱えている不安や問題について、聞き取る機会・介入のきっかけとなり得る。
54	健康福祉部	市民健康課	健康食育推進事業	「健康・食育おきなわシティ21」に基づき、市民の健康作りを推進する。	市民の健康に関する現状をふまえ、市民・地域の関係機関や団体及び行政等が一体となり、健康づくりを効果的に推進し、自殺リスク低減につなげる。
55	健康福祉部	市民健康課	健康食育推進事業	食育(料理)教室の実施。	食育事業は、健康づくりとの関連性が高く、食に関する相談も多くあることから、抱えている不安や問題について、聞き取る機会・介入のきっかけとなり得る。
56	こどものまち推進部	保育・幼稚園課	つどいの広場事業	主に幼児(0～3歳)をもつ親とそのこどもが気軽に集い、交流の場を設置し、子育て中の親の負担感を緩和し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	地域の保護者が集い交流できる場、職員が保護者の話を聞いたり情報提供の場があることにより、子育て中の親のリスクの軽減、危機的状況にある保護者の発見と早期対応につなげる。
57	こどものまち推進部	保育・幼稚園課	地域子育て支援センター事業	主に幼児(0～5歳)をもつ親とそのこどもが気軽に集い、交流の場を及び子育て指導員を活用しての育児相談等を行う場を地域に設置し、子育て中の親の負担感を緩和し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	地域の保護者が集い、交流できる場があること、また、育児相談ができる場を設置することにより、自殺リスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点になる。
58	こどものまち推進部	保育・幼稚園課	保育の実施	保育所による保護者からの保育・育児相談の実施。 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談。	保育士にゲートキーパー研修を受講させることで、子育てに関する悩みや保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
59	こどものまち 推進部	保育・幼稚園課	利用者支援事業	保育コンシェルジュを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで、保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。	保育コンシェルジュに保護者から相談があった場合には課内で情報共有し、適切な機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができる。
60	こどものまち 推進部	保育・幼稚園課	幼稚園就園費	徴収対策強化補助員を配置し、幼稚園保育料及び預かり保育料を滞納している世帯に対し、電話催告や夜間訪問等の滞納整理業務を行う。	滞納理由の把握に努め、多重債務等の生活困窮世帯に対しては、保護者や市民生活課等の関係課と情報共有を図り連携して対応する。 また、徴収対策強化補助員をはじめ、相談業務を行う職員に対して自殺対策に関する研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができる。
61	こどものまち 推進部	保育・幼稚園課	預かり保育事業幼稚園特別支援教育事業幼稚園管理費	教育課程や預かり保育、特別な配慮を必要とするこどもに対して、幼稚園教諭や保育士等を配置し、園児一人一人の発達特性に応じた教育を行う。	こどもの教育や保護者対応に従事する幼稚園教諭等に自殺対策に関する研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができる。
62	こどものまち 推進部	こども家庭課	母子生活支援施設	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の福祉にかけているところがあると認められる場合に、その保護者と児童を母子生活支援施設への入所を実施し、自立の促進のためにその生活を支援する。	母子家庭は経済的困窮をはじめ、さまざまな困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 施設入所の相談やメンタルヘルスケアなどの支援を通して、必要に応じて関係機関に支援をつなぐことができる。
63	こどものまち 推進部	こども家庭課	子育て短期支援事業	保護者の疾病、親族の看護、冠婚葬祭や就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することができない場合等に母子生活支援施設において、一定期間、養育・保護を行う。	こどもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援につなげることができる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
64	こどものまち 推進部	こども家庭課	母子家庭等自立支援給付事業	(1)自立支援教育訓練給付金ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2)高等職業訓練促進給付金ひとり親家庭の父母の就職に結びつきやすい資格取得を促進するため、看護師や保育士などの国家資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」と養成訓練終了後に「高等職業訓練終了支給給付金」を支給する。	各給付金の相談・申請等の機会を通じ、適切な機関へつなぐよう努める。 経済的な安定を図る為、資格取得就業期間中に給付金を支払うことで生活の安定が図られ自殺等のリスク軽減に繋げることができる。
65	こどものまち 推進部	こども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務	20歳未満の児童を養育しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。	貸付の相談や面談の中で、保護者が自殺を考えていることが判明した場合は、関係機関へ支援につなげることができる。
66	こどものまち 推進部	こども家庭課	児童扶養手当	児童扶養手当(離別や死別等の事情によって、児童を養育するひとり親等に対して支給される手当)の認定申請及び現況届による資格確認等の事務。	申請や現況届の機会を通じ、抱える課題を把握したときは、適切な機関へつなぐよう努める。
67	こどものまち 推進部	こども家庭課	母子及び父子家庭等医療費事業	母子及び父子家庭等医療費の認定申請及び現況届による資格確認等の事務。	申請や現況届の機会を通じ、抱える課題を把握したときは、適切な機関へつなぐよう努める。
68	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	母子健康手帳交付時面談	妊娠届出時に妊婦の健康・生活等の状況の確認と相談を受け、支援へ繋げる。	うつ病等の既往歴、産後うつ等の経験等の確認、医療機関との連絡調整等を行い、うつ等のメンタルケアに支援をつなげる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
69	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4ヶ月未満の児のいる世帯へ助産師・保健師等が訪問し、児の発育や妊婦の心身、育児に関する状況確認と相談に対し、育児不安・負担への早期支援へ繋げる。	育児不安・不安に早期に対応することで、メンタルケアへのつなぎとなる。
70	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	新生児・妊産婦訪問	保健師による家庭訪問等により妊産婦の心身の状況把握、申請時の健康・発育・発達に関する相談、支援調整等の実施。	ライフスタイルや心身の変化を伴う時期であり、慣れない子育て等による産後うつやイライラ、不眠等の気分の落ち込み等に対し、相談、医療機関等のつなぎ支援を実施し、予防や悪化防止を目的とする。
71	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	母子包括支援事業	妊娠・出産・子育てに関する相談を実施し、必要な支援につなぐ。	妊娠・出産・子育てに関する不安に対応し、必要なサービスや医療機関等のつなぎとなる。
72	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	療育支援事業	親子通園「きらきら」及び沖縄市こども発達支援センターにて、発達障がい児を含む発達の気になる子に対し、親子の愛着形成、社会性等の発達を目標とした親子通園を実施。 巡回相談では、発達の気になる子や支援児の発達検査・相談、研修や支援の手引を通して保育所・保護者支援を行う。 発達相談窓口「こねくと」では継続相談を通して支援児の発達促進や保護者・関係者支援を行う。	発達の気になる子、障がいのある子の保護者のなかには子どもの育てづらさ、育ちの見通しに深刻な悩みを持つ方もおり、自殺のリスクの高い方もいる。保護者相談の中でそうした悩みに応じながら適切な支援機関につなぐ機会になる。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
73	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	乳幼児健康相談	生後4・5ヶ月、9・10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳6ヶ月の児に対し、疾病の予防や早期発見、発育・発達の確認と発達の気になる子の早期把握を図るとともに、保護者の子育ての不安・負担、困り感について相談や把握を実施。	保護者の育児不安・負担、困り感を把握し、相談・支援を実施。また、児の検診を通して、保護者の心身の体調不良について把握する機会となる。
74	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	多胎児育児支援	多胎児に対するミルク支給や育児支援を実施。	窓口対応時や保健師による訪問、相談支援を通して、育児等による心身への状況把握をすることで、相談や関係者・機関へのつながりを行う。
75	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	未熟児養育医療費助成	療育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳児の死亡及び心身障害の発生を防止するとともに乳児の健康の保持増進を図る。	保健師等による相談・支援を通して、産後うつ等の精神面の変化を把握し、関係機関へのつながりを行える。
76	こどものまち 推進部	こども相談・健康課	要保護児童対策強化事業	児童への面談の実施	家庭環境に課題を抱える児童への面談を通して、家族に対して、生活環境の改善を働きかける。「死にたい」という児童の気持ちに寄り添いながら関係機関と連携し日常的に見守っていく。
77	経済文化部	企業誘致課	就労等支援事業	就労等支援施設(ジョブカフェ)において、若年者や子育て世代等に対し、きめ細やかな就労相談やカウンセリング、職場体験などを実施し、失業率改善に努める。また、子育て世代においては安心して就職活動が行えるように一時預かりの託児サービスを実施。	失業や不安定雇用、過重労働、職場の悩みや不安を抱えた方への相談を受けることで、就労支援それ自体が生きる支援(自殺対策)でもある。また、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方を様々な専門支援機関につなげることで生きることの包括的な支援(自殺対策)になる。

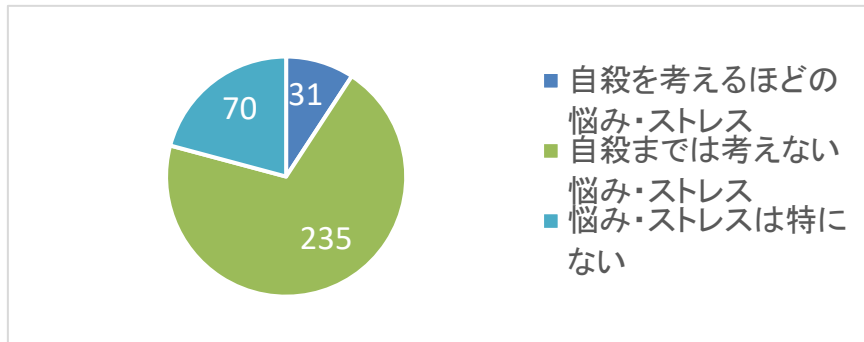
No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
78	建設部	住まい建築課	高齢者世帯等の整備	市営住宅に関し、段差の解消等に配慮した高齢者向けの住宅を設置するなど、高齢者の暮らしやすい住宅を確保する。	高齢者が安心して生活できる住宅を設置することにより、外出することの喜びや生活することの楽しみを感じてもらうことで、生きることの促進要因への支援につながる。
79	建設部	住まい建築課	市営住宅管理事務	市営住宅の管理事務。	市営住宅の入居者や入居申込者は、生活困窮や低所得など、生活面で問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民への接触時に、気になる居住者等に気づいた場合には適切な支援につなげる。
80	建設部	住まい建築課	公営住宅家賃滞納整理対策	市営住宅家賃収納率の向上を図るため、関係課と連携し滞納対策を実施する。	家賃滞納者に対して、滞納の原因をヒヤリングし、減免制度の活用や支援を行っている関係部署への紹介を行う等、適切な支援につなげる。
81	消防本部	警防課	事後検証会	搬送症例の検証及び退院へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。	搬送症例の中に自殺未遂のケースも含めることにより、初期対応ならびに救命率の向上、病院選定時の判断に役立てる。
82	消防本部	警防課	救急救命士養成、研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	救急救命士の養成、救急資格者の養成、救急救命士の救急業務高度化教育、事後検証体制の充実を図るための事後検証料を支払う。	救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ることができる。
83	消防本部	警防課	自殺予防相談窓口カードの配布	自殺予防相談窓口カードの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報通知を図る。	精神科救急搬送時、自殺予防相談窓口カードを配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。
84	上下水道部	料金課	水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収業務。 給水停止処分及び開栓に関すること。	自殺対策に関する課内職員の周知。 自殺リスクの背景には、失業や多重債務など経済・生活困窮や健康(精神)問題など様々な要因がある。料金徴収の窓口対応に際し、自殺リスクが予想される聞き取りや、気づきなどがあった場合、行政機関における相談窓口(就職・生活支援パーソナルセンターや、福祉事務所など)の情報提供を行う。

No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
85	教育部	教育総務課	教育委員会職員の健康管理	職員の健康の保持、健康相談、健診後の事後指導、安全衛生委員会、ストレスチェックの実施。	健康相談、ストレスチェック、産業医面談等を実施することで、職員のストレスの状況を把握し、ストレスの軽減を図るよう働きかけ、必要に応じて専門医へ繋ぐ。
86	教育部	教育総務課	育英事業	給付型奨学金と沖縄市育英会による貸与型奨学金の給付の事業。	沖縄市給付型奨学金や貸与型奨学金の対象外の学生に対し、他の制度を案内する等、進学にかかる経済的・精神的負担が軽減されるように努める。
87	教育部	図書館	奉仕業務	時事に関する情報の紹介及び資料提供。	自殺予防週間(9月10日～16日)や自殺対策強化月間(3月)、新学期開始時期に、図書資料及び掲示物による啓発活動を YA コーナー(中高生向けの場所)で行う。
88	教育部	図書館	管理業務	ポスター等の掲示に関すること。	関連ポスター、パンフ等の掲示・配布。(ゲートキーパー養成講演会や支援窓口案内等)
89	教育部	図書館	奉仕業務	図書館資料の選定。整理・貸出。	ビジネス支援につながる図書資料配架及びパンフ等の掲示・配布棚を設置している。このことで就労援助につながる情報を提供する。
90	指導部	指導課	学校職員の健康管理	職員の健康の保持、健康相談、健診後の事後指導、安全衛生委員会、ストレスチェックの実施。	健康相談、ストレスチェック、産業医面談等を実施することで、職員のストレスの状況を把握し、ストレスの軽減を図るよう働きかけ、必要に応じて専門医へ繋ぐ。
91	指導部	指導課 教育支援センター	教育相談	不登校や学校生活に困り感を抱える児童生徒への教育相談に取り組み、ニーズの把握に努めるとともに、学習や学校生活上の課題への対応や、福祉機関へのつなぎなどの支援等に取り組む。	不登校の子どもは本人だけでなく、その家庭も様々な問題を抱えている可能性がある。 関係職員が、それぞれの立場で、自殺の危険を示すサインへの気づきや適切な対応(つなぎ役)に努める。

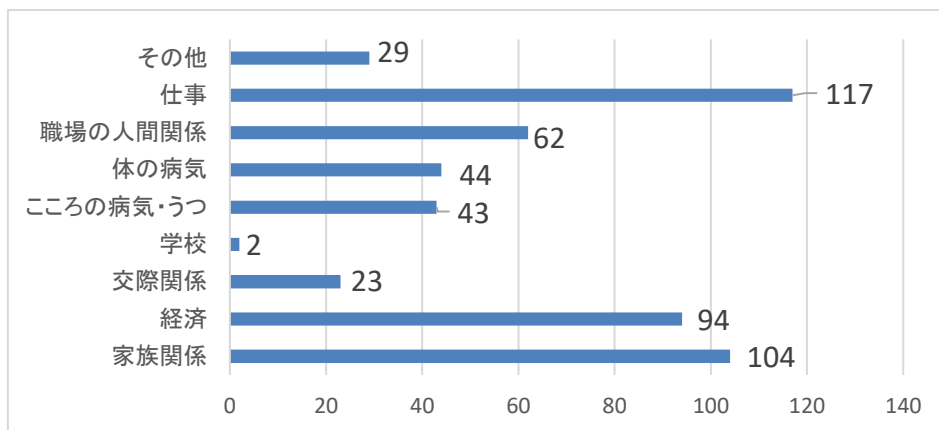
No.	担当部	担当課	事業(業務)名	事業(業務)概要	自殺対策の視点を踏まえた内容
92	指導部	教育支援センター	こどもの生活サポートチーム	学校等との連携のもと、支援が必要と思われる児童生徒等へアプローチを行い、調査から得られる課題に対応した支援の実施に向けて、支援機関へのつなぎをおこなう。	学校生活や家庭生活での困りごとに寄り添いながら、学校での様子を確認したり、学校以外の保健、医療、福祉などの関係機関と連携したりするなど、子どもが置かれている環境に働きかけることで、困りごとの改善に向けた支援を行う。
93	指導部	指導課	学校における自殺予防啓発	児童・生徒への SOS の出し方に関する定期的な教育を行う。 小・中学校生徒指導主任連絡会等にて「児童生徒の自殺対策について」の資料提供および学校での未然防止の対応調整。自殺予防週間において啓発活動を実施。 児童生徒向けの相談窓口の紹介を行う。	児童・生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育を含め、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を行うことで、生きることの促進要因を増やす環境につながる。 児童・生徒と日々接している教職員等にも、大人が子どもの SOS の出しやすい環境の大切さや繋ぎ先を知ることで、自殺リスクの低減に寄与する。
94	指導部	教育支援センター	教育支援事業	少年非行等の問題を解決していくため、午前・午後の巡回指導や夜間街頭指導、来所相談等の方法により、相談・助言・指導を行い、規範意識の向上や社会的な自立に向けた支援を行う。 また、中学卒業から 30 代までの若者に対し、専用の窓口を開設し、関係機関と連携しながら支援する。	相談対象となる児童生徒や青少年、保護者の中には様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子ども(青少年)がいる。 相談員向けの研修(ゲートキーパ等)の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、相談対象者の自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となる。 研修等において配布される資料等を配布・回覧することにより、相談員間における情報共有を図るとともに、児童生徒(青少年等含む)向けの支援策に周知を図ることができる。

資料編 市民アンケートの集計結果

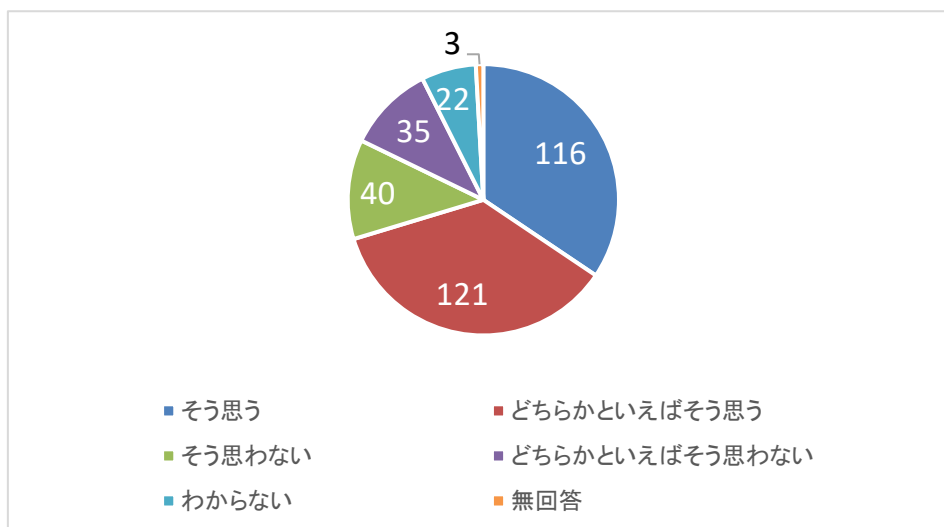
問 5) この1年以内で感じた悩み・ストレスの程度



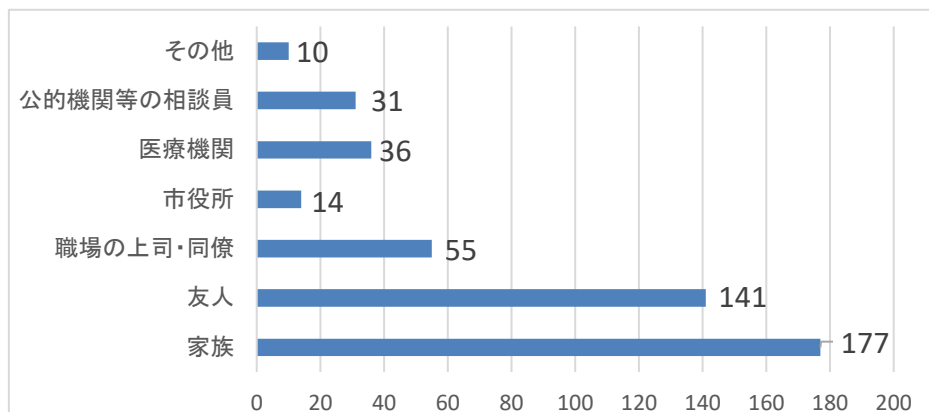
問 6) 問 5) の感じた悩み・ストレスの原因



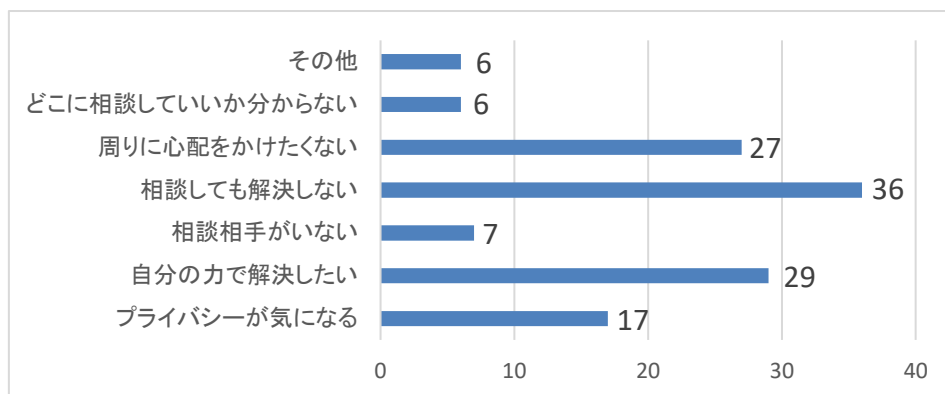
問 7) 辛い悩みやストレスを感じたときに、誰かに助けを求めたり、相談したいと思うか



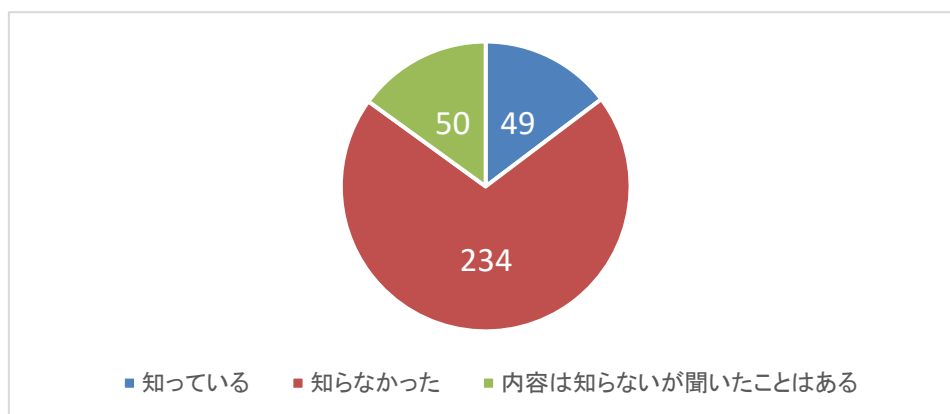
問 8) 相談したい相手はどのような人か



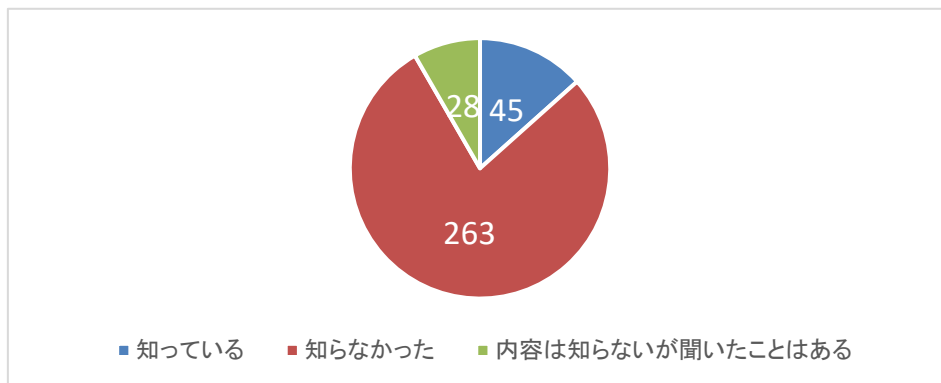
問 9) 問 7) で「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を選択した方の理由



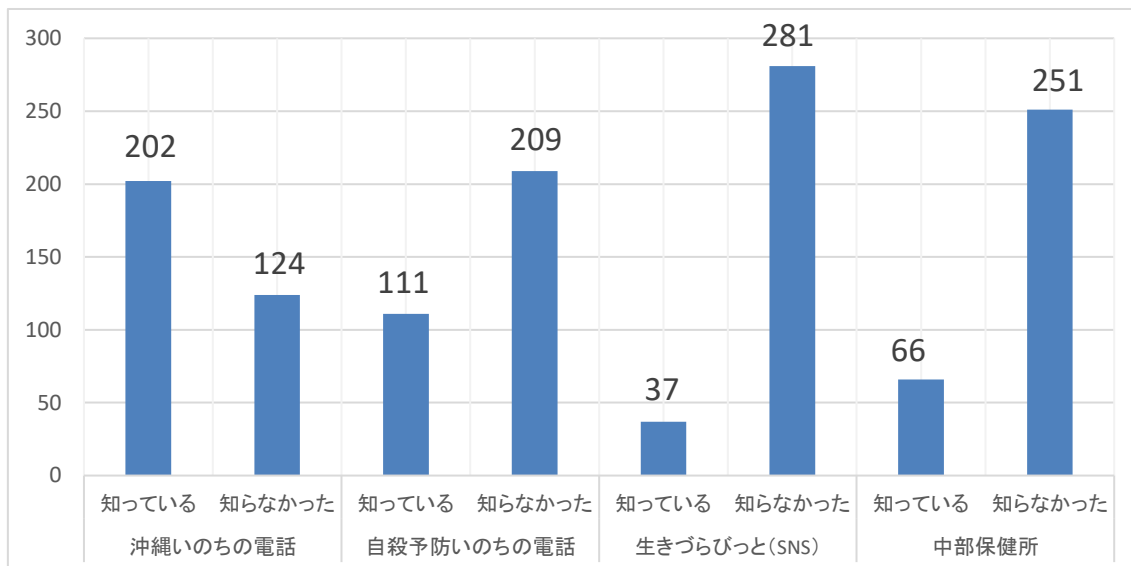
問 10) 「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」の周知状況



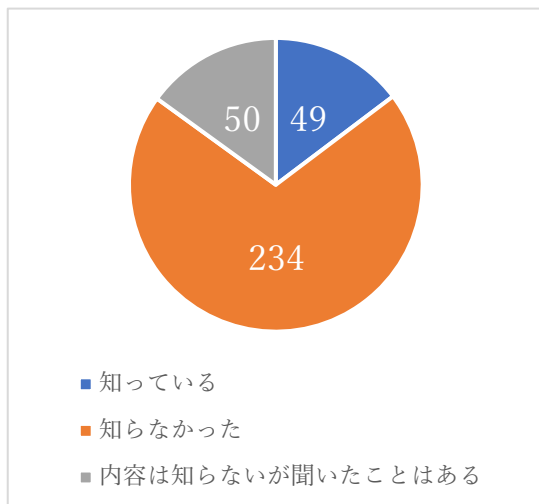
問 11)「労働相談基準監督署 労働相談コーナー」の周知状況



問 12)「死んでしまいたいと考えたときに、お話ができる相談機関」の周知状況



問 13) ゲートキーパー周知状況



問 14) ゲートキーパー養成研修の周知状況

